

**東京都第一種フロン類充填回収業者  
技術力認定制度に関する  
申請・届出・報告の手引  
(令和8年度用)**

東京都環境局

令和8年7月



## 目 次

|     |                     |    |
|-----|---------------------|----|
| 第1  | はじめに                | 1  |
| 第2  | 本制度の概要              | 2  |
| 第3  | 各種手続きの流れ            | 7  |
| 第4  | 申請                  | 9  |
| 第5  | 認定を受けた後の毎年度の報告      | 20 |
| 第6  | 認定を受けた後の届出          | 23 |
|     | 《参考》フロン排出抑制法の主な関連条文 | 25 |
| 別表1 | 審査項目・審査書類           | 32 |
| 別表2 | 報告事項・報告方法           | 36 |
|     | 申請書類様式              | 37 |
|     | 記入例                 | 52 |

## 第1 はじめに

フロンは人体に無害であり、熱を効率よく運ぶ化学物質であることから、オフィスや商業施設などの空調設備、スーパーマーケットのショーケースなど冷凍冷蔵設備等の多くの製品に使われています。以前は主に特定フロン（H C F C s）が多く使われてきましたが、オゾン層を破壊することが明らかとなり、代替フロン（H F C s）へ転換されてきました。しかし、代替フロン（H F C s）は、オゾン層を破壊しないものの、二酸化炭素の100倍から10,000倍以上の強力な温室効果があるため、気候変動対策としてフロン排出の削減を強力に推進していく必要があります。

こうした中、東京都では、「ゼロエミッション東京戦略」、「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」を策定し、2050年の目指すべき姿としてフロン排出量ゼロを掲げています。

さて、都内の温室効果ガス排出量に目を向けると、フロンがその排出量の約1割を占め、そのうち約6割が業務用冷凍空調機器からの漏えいとされています。こうした中、東京都では、フロン類のライフサイクル全般にわたる排出削減対策が重要であるとの認識のもと、ノンフロン機器への転換の加速、使用時の漏えい防止のための機器管理の徹底、機器廃棄時の放出防止に向けた取組の推進、フロン排出防止に向けたユーザー意識の転換など、各段階における対策を強化しています。

東京都第一種フロン類充填回収業者技術力認定制度（以下「本制度」という。）は、機器廃棄時に回収されるフロン類が約4割にとどまり、作業不足や技術的制約等により未回収となるものが約2割存在している状況（全国推計）を踏まえ、機器廃棄時の放出防止に向けた取組の一環として、第一種フロン類充填回収業者（以下「充填回収業者」という。）の技術力を評価し、その向上を促進することにより、フロン類回収率の改善を図ることを目的としています。

## 第2 本制度の概要

本制度は、充填回収業者からの申請に基づき、東京都が定めるフロン類回収率の改善に資する基準への適合状況を審査し、一定水準以上の充填回収業者を認定するものです。以下に掲げるとおり、対象事業者の審査対象期間における審査項目に係る取組を審査し、認定します。

認定した充填回収業者（以下「認定事業者」という。）については、東京都のホームページで氏名等を公表するなど、認定事業者に関する情報が発注者等に広く周知されるよう取り組み、適切な事業者選定が行われる環境の整備を図ります。

なお、認定後は、前年度の回収状況について詳細を報告していただくことになります。

### 1 対象事業者

本制度の認定の対象となる事業者は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。以下「フロン排出抑制法」という。）第27条第1項又は第30条第1項の規定に基づき東京都知事（以下「知事」という。）の登録を受けている充填回収業者（令和8年度の申請においては、令和7年度中（令和8年3月31日まで）に登録を受けている方に限る。）であって、次のすべてに該当する方です。

- (1) p.4の審査対象期間において、回収作業を行っていること。
- (2) 審査対象期間において、フロン排出抑制法第47条第3項の規定に基づき、充填量、回収量等を知事に報告していること。
- (3) 審査対象期間において、充填回収業等の実施に関連する税、社会保険料及び労働保険料（都内の事務所・事業所について納付義務があるものに限る。）について滞納していないこと。
- (4) 審査対象期間の初日以降、フロン排出抑制法に基づく不利益処分を受けていないこと。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定するものをいう。）

イ 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）

ウ 法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

### 2 審査項目

審査項目は、「ベーシック項目」と「チャレンジ項目」から構成され、「ベーシック項目」では法令の遵守状況を確認し、「チャレンジ項目」では法令を上回る取組を審査します。

最初に「ベーシック項目」について審査し、すべての審査項目に適合する場合に「チャレンジ項目」について審査します。

「チャレンジ項目」の審査では、適合する審査項目に割り当てられた点数を合計した点数に応じて適否を判断します。

### (1) ベーシック項目

ベーシック項目では、フロン排出抑制法の遵守状況について審査します。審査の主な視点は、以下のとおりです。

- ア フロン類の回収に関する基準に従ってフロン類を回収・運搬しているか。
- イ フロン排出抑制法の規定に従ってフロン類の充填量・回収量等を記録しているか。
- ウ フロン排出抑制法の規定に従って各種書類を保存しているか。
- エ その他、フロン排出抑制法の各規定を遵守しているか。

### (2) チャレンジ項目

チャレンジ項目では、フロン排出抑制法の規定を上回る取組について審査します。チャレンジ項目は、「技術力評価」と「社会貢献活動評価」からなり、「技術力評価」は、「回収作業の見直し」と「従業員教育・人材確保」からなります。各項目の審査の主な視点は、以下のとおりです。

#### ■ 技術力評価

##### 〔回収作業の見直し〕

- ア 回収量、回収作業等に関する実態把握、分析を行い、改善措置が具体化しているか。
- イ 回収作業マニュアル、点検作業マニュアルを作成し、活用しているか。
- ウ 回収効率を向上させるためのツールを保有しているか。

##### 〔従業員教育・人材確保〕

- エ フロン回収人材の教育・確保に関する課題把握、分析を行い、改善措置が具体化しているか。

#### ■ 社会貢献活動評価

- オ 社会貢献活動に関する現状把握、分析を行い、改善措置が具体化しているか。

- ✓ 具体的な審査項目は、p.32の「審査項目・審査書類」(別表1)を参照してください。
- ✓ 従業員がいる個人事業者については、別表1の「法人事業者等」として審査します。
- ✓ 申請者の申請内容を確認するため、現地調査を行うことがあります。

### 3 審査対象期間

審査対象期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（フロン排出抑制法第27条第1項による登録を令和3年4月1日より後に受けた場合は、登録を受けた日から令和8年3月31日まで）です。

（例1）令和6年8月1日にフロン排出抑制法第30条の規定に基づき充填回収業者の登録（更新）を受けた方が、令和8年度中に本制度の認定を申請する場合における審査対象期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までです。

|                    | 3年度      | 4年度 | 5年度 | 6年度               | 7年度       | 8年度  |
|--------------------|----------|-----|-----|-------------------|-----------|------|
| 認定制度               | ← R3.4.1 |     |     |                   | R8.3.31 → | 認定申請 |
| 業の登録<br>(フロン排出抑制法) |          |     |     | ★<br>更新<br>R6.8.1 |           |      |

（例2）令和6年8月1日にフロン排出抑制法第27条の規定に基づき充填回収業者の登録（新規）を受けた方が、令和8年度中に本制度の認定を申請する場合における審査対象期間は、令和6年8月1日から令和8年3月31日までです。

|                    | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度                 | 7年度       | 8年度  |
|--------------------|-----|-----|-----|---------------------|-----------|------|
| 認定制度               |     |     |     | R6.8.1 ←            | R8.3.31 → | 認定申請 |
| 業の登録<br>(フロン排出抑制法) |     |     |     | ★<br>新規登録<br>R6.8.1 |           |      |

#### 4 認定区分

チャレンジ項目の審査において適否を判定する認定区分、位置付け、認定基準は下表のとおりです。

| 認定区分                                               | 位置付け                                  | 認定基準                                           |
|----------------------------------------------------|---------------------------------------|------------------------------------------------|
| <b>Sランク</b><br>・Supreme(シュプリーム)<br>・「最高位の、最高権威の」   | 高い回収技術を有し、フロン類の回収率の向上に向けた取組を確実に進めている。 | チャレンジ項目の合計の得点が75点以上で、かつ回収作業の見直しの得点が51点以上であること。 |
| <b>Aランク</b><br>・Advanced(アドバンスト)<br>・「上級の、高等の、高度な」 | フロン類の回収率の向上に向けた取組を確実に進めている。           | チャレンジ項目の合計の得点が75点以上であること。                      |

#### 5 審査区分ごとの配点

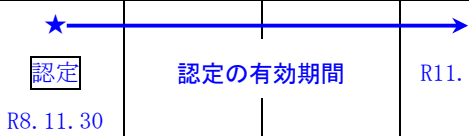
| 審査区分    |          |            | 配点  |
|---------|----------|------------|-----|
| チャレンジ項目 | 技術力評価    | 回収作業の見直し   | 67  |
|         |          | 従業員教育・人材確保 | 19  |
|         | 社会貢献活動評価 |            | 14  |
|         | 合 計      |            | 100 |

## 6 認定の有効期間

認定の有効期間は、フロン排出抑制法第 27 条又は第 30 条の規定に基づき登録を受けている期間（以下「登録期間」と言います。）となります（基本的に 5 年間）。ただし、登録期間の途中で認定を受けた場合における認定の有効期間は、認定を受けた日から登録期間の満了日までとなります。

なお、認定を継続して受けるためには、フロン排出抑制法第 30 条の規定に基づき登録を更新するときに認定の更新申請をする必要があります。

（例）令和 6 年 8 月 1 日にフロン排出抑制法第 27 条又は第 30 条の規定に基づき充填回収業者の登録を受けた方が、令和 8 年 11 月 30 日に本制度の認定を受けた場合、本制度の認定の有効期間は、令和 8 年 11 月 30 日から令和 11 年 7 月 31 日までとなります。

|                    | 6 年度                | 7 年度 | 8 年度                                                                                                    | 9 年度    | 10 年度 | 11 年度      |
|--------------------|---------------------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-------|------------|
| 認定制度               |                     |      | <br>認定<br>R8. 11. 30 | 認定の有効期間 |       | R11. 7. 31 |
| 業の登録<br>(フロン排出抑制法) | ★<br>登録<br>R6. 8. 1 |      | (5 年間)                                                                                                  |         |       | R11. 7. 31 |

## 7 認定事業者の公表

認定事業者については、東京都が、次の方法により、認定者の氏名・名称、住所、連絡先、認定番号、認定区分、認定期間を公表します。

- (1) 東京都環境局での閲覧
- (2) インターネットの利用による公表
- (3) 本制度の趣旨に照らし、知事が適当と判断する団体、機関等への情報提供
- (4) その他知事が必要と認める手段

公表を希望しない方は、申請時に、p. 10 の第 4、5(1)に掲げる方法により、その旨をお知らせください。

## 8 認定証の交付等

認定事業者については、ロゴマークの入った認定証（以下「認定証」という。）を交付するとともに、所定の手続きにより、当該ロゴマーク（簡易版）を名刺等に貼付することができます。

### 第3 各種手続きの流れ

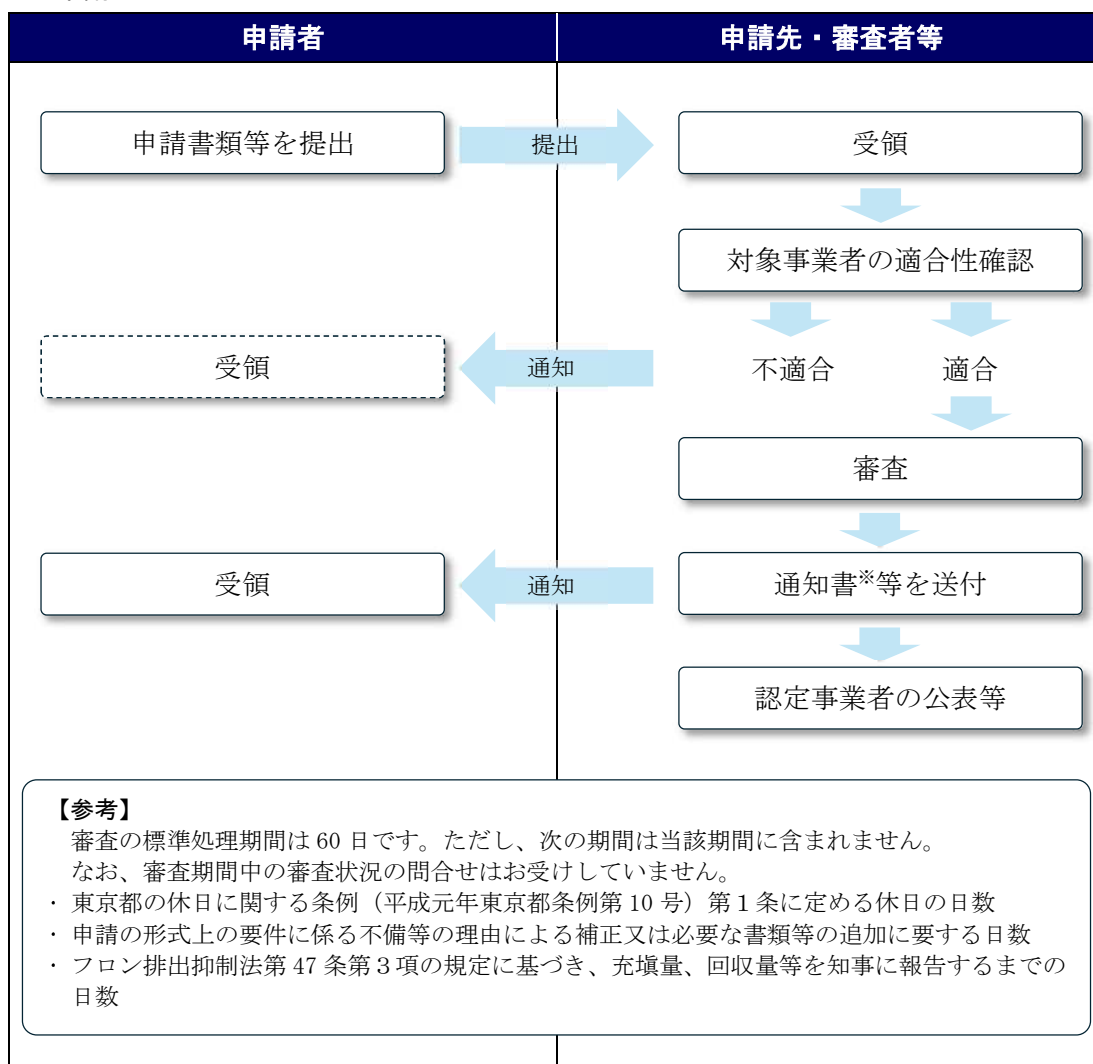
皆様が行う手続きは、「申請」、「認定を受けた後の毎年度の報告」、「認定を受けた後の各種の届出」の3つに区分されます。それぞれの手続きを行っていただく方は下表1のとおりであり、その流れを図示すると下表2のとおりとなります。

(表1)

| ステージ             | 手続きを行っていただく方  |
|------------------|---------------|
| 1 申請             | 申請者           |
| 2 認定を受けた後の毎年度の報告 | 全ての認定事業者      |
| 3 認定を受けた後の届出     | 届出の必要がある認定事業者 |

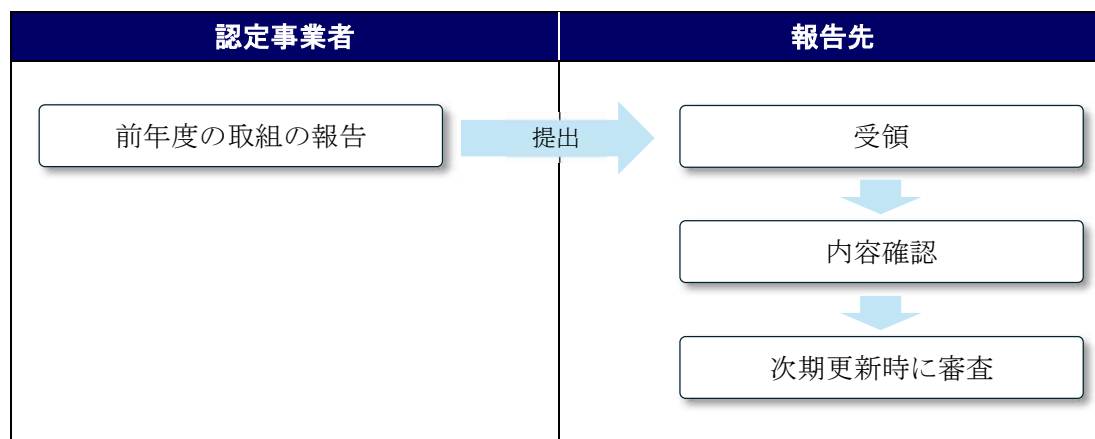
(表2)

#### 1 申請

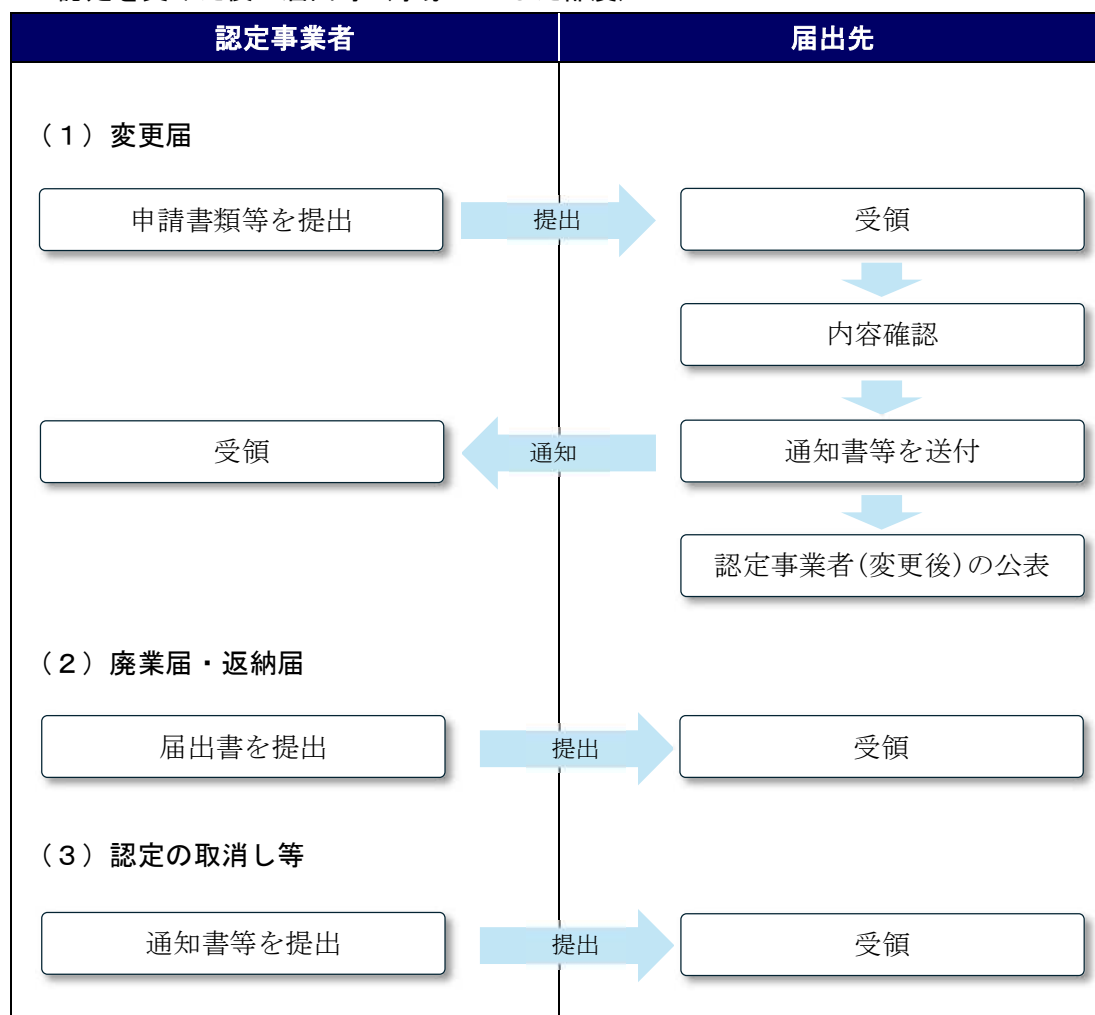


※ 東京都第一種フロン類充填回収業者技術力認定通知書をいう。以下同じ。

## 2 認定を受けた後の毎年度の報告（前年度終了後 45 日以内）



## 3 認定を受けた後の届出等（事象が生じた都度）



## 第4 申請

### 1 申請の時期

令和8年7月27日から同年12月25日まで（令和8年度申請分）

### 2 申請書類等

- (1) 東京都第一種フロン類充填回収業者技術力認定制度申請書
- (2) 提出書類等チェックリスト
- (3) 「審査項目・審査書類」（別表1）に掲げる審査書類等
- (4) （法人の場合）法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

注：申請日時点で交付日が3か月以内かつ最新の原本を提出してください。

- (5) （個人の場合）住民票抄本

注1：申請日時点で交付日が3か月以内かつ最新の原本を提出してください。

注2：マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

- (6) レターパックプラス（レターパックライトは不可）

注：「ご依頼主様用シール」をはがしていないものに送付先を記入し、申請時に提出してください。決定後、通知書等を郵送します。

なお、レターパックプラスの送付先を申請者以外とする場合は、申請時に、申請者が受取権限を委任したことを証する書類（申請者の押印が必要）を提出してください。

### 3 申請方法・申請先

#### (1) 申請方法

電子メール又は郵送のいずれかの方法により申請してください。

ただし、上記2(4)から(6)までの書類等については、郵送にて送付してください。

#### (2) 申請先

特定非営利活動法人NPO環境持続建築（受託事業者）

##### 【メールアドレス】

[shinsei@e4.gmob.jp](mailto:shinsei@e4.gmob.jp)

##### 【郵送先】

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-14-13 シャトレ赤坂 202

## 4 申請手数料

無料

## 5 申請書類等の作成

### (1) 東京都第一種フロン類充填回収業者技術力認定制度申請書【必須提出書類】

- ・ 別記様式第1号により提出してください。
- ・ 「【要綱第12条の規定による認定事業者名等\*の公表に関する同意】」には、情報の公表に係る意向を必ず記載してください（記載がない場合は、情報の公表に同意しないものとみなし、公表を差し控えます。）。

### (2) 提出書類等チェックリスト【必須提出書類】

- ・ 別紙により提出してください。
- ・ 「1 業務形態」については、「法人」、「個人（従業員あり）」、「個人（従業員なし）」のいずれかに必ず○印を付けてください。
- ・ 「2 提出書類」の「必須」欄に掲げる書類は、必ず提出していただくものです。当該書類を準備した上で、すべてにチェックを入れてください。
- ・ 「2 提出書類」の「任意」欄に掲げる書類は、審査を受ける項目について提出していただくものです。審査を受けるために準備した書類欄にチェックを入れてください。

### (3) 別表1「審査項目・審査書類」（p.32）に掲げる審査書類等

#### ア 必須提出書類

必須提出書類は必ず提出してください。提出がない場合は不適合となります。

#### ■ 対象事業者の該当性を確認するための書類

- ・ 審査票（様式2）により提出してください。
- ・ 上記第2. 1の対象事業者に該当するかどうかを確認するため、「1 「対象事業者」関連」の「（1）納税等に関すること」、「（2）不利益処分に関すること」、「（3）反社会的勢力に関すること」について、該当するものに○印を付けてください。
- ・ 「（1）納税等に関すること」の「充填回収業等の実施に関連する税、社会保険料及び労働保険料（都内の事務所・事業所について納付義務があるものに限る。）」には、法人税・消費税・地方消費税、法人住民税、法人市民税・法人町民税・法人村民税、法人事業税、固定資産税（土地家屋用）及び都市計画税、固定資産税（償却資産用）、事業所税、不動産取得税、所得税、住民税、社会保険料、労働保険料等が該当します。
- ・ 「（2）不利益処分に関すること」の「フロン排出抑制法に基づく不利益処分」には、業務停止命令（同法第35条第1項）、再生業許可の取消し等（同法第55条）、破壊業許可の取消し等（同法第67条）、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成26年経済産業省・環境省令第7号）。

以下「施行規則」という。)第49条第1号に規定にする知事が認める者の認定の取消しが該当します。

- ・「(3) 反社会的勢力に関する事」の「暴力団等」には、上記第2. 1 (5) ア～ウが該当します。

■ 審査項目 B1「別に定める記録表又はこれと同内容を記録した書類」

- ・ フロン排出抑制法第47条第3項の規定に基づき知事に報告する施行規則様式第3 (以下「充填量・回収量等報告書」という。)の内訳書類として、フロン排出抑制法第47条第1項及び施行規則第51条に規定する「法定事項」が遺漏なく記録された「充填量及び回収量に関する記録表」(様式1-1及び様式1-2)又はこれと同内容を記録した書類(以下「充填回収記録表」という。)を、廃棄時と整備時とに分けて提出してください(新規申請の場合は、「法定事項」のみの記録で構いません)。
- ・ 提出に当たっては、充填量・回収量等報告書との整合を必ず確認してください。

■ 審査項目 B2～B5「別に定める審査票」(ベーシック項目(法令遵守に関する事項))

- ・ 審査票(様式2)により提出してください。
- ・ 審査項目 B2. B3「フロン類の回収・運搬に関する基準」に関連するフロン排出抑制法の条文は、第39条第3項、第44条第2項、第46条第2項です。改めて確認した上で、該当するものに○印を付けてください。
- ・ 審査項目 B4「各種証明書の保存」に関連するフロン排出抑制法の条文は、第41条、第45条第1項・第2項、第59条第2項、第70条第2項です。改めて確認した上で、該当するものに○印を付けてください。
- ・ 審査項目 B5「フロン排出抑制法全般の遵守」については、「守ろうオゾン層 防ごう地球温暖化 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)」(環境省 経済産業省 国土交通省) p.15 の「第一種フロン類充填回収業者」欄などにより、改めて確認した上で、該当するものに○印を付けてください。

なお、フロン類の回収に関連する事項のみならず、不適切な充填による漏えい防止、整備不良のまま繰り返し充填されることによる漏えい防止、異種冷媒の混入防止等の観点から定められている充填に関する基準等についても遵守していることが必須です。

[https://www.env.go.jp/earth/furon/files/int\\_01-16\\_202503.pdf](https://www.env.go.jp/earth/furon/files/int_01-16_202503.pdf)

- ・ フロン排出抑制法の主な関連条文は、p.25《参考》により確認してください。

## イ 任意提出書類

任意提出書類は、審査を受ける項目に該当するものについて提出してください。  
書類の提出がない場合は、当該審査項目に係る審査は実施しません。

### ■ 審査項目 C1. C2「別に定める現状分析書及び改善計画書の回収作業の見直しに係る実態把握・分析・改善計画について記載したもの又はこれと同内容を記載した書類」（高配点項目）

- ・ 令和7年度の実績について、「現状分析書及び改善計画書」（様式3-1から様式3-3）の「1 回収作業の見直し」又はこれと同内容を記載した書類により提出してください。
- ・ すべての事項について記載がなくても、記載内容に応じて部分点を加点します。

#### 【「現状分析書及び改善計画書」の「1 回収作業の見直し」の作成】

- ・ 「（1）作業実態の把握」については、令和7年度の回収実績に基づき、可能な範囲で、廃棄時・整備時、冷媒の種類、通電環境の有無、機器（冷凍・空調等）の分類ごとに区分して記載してください。  
なお、作成に当たっては、充填量・回収量等報告書や充填回収記録表との整合を確認してください。
- ・ 「（2）現状分析、改善計画」について、「②回収対象機器1台当たりの作業時間・回収量・回収率※に関する事項」の「実態把握」欄には、「（1）作業実態の把握」の中で特筆すべき事項等について、可能な限り定量的に記載してください。「分析」欄には、「実態把握」欄に記載した内容について、令和6年度実績との比較とその要因、作業時間と回収量との関係等について記載してください。「改善計画」欄には、作業時間の確保に向けた取組等について記載してください。
- ・ 「③作業内容の妥当性に関する事項」の「実態把握」欄には、各種弁の閉鎖時、寝込み・溶け込み発生時、回収容器（ボンベ）の温度上昇時等への対応実態や、残存圧力の実態等について記載してください。「分析」欄には、「実態把握」欄に記載した内容について評価し、そのような状況となった要因を分析して記載してください。「改善計画」欄には、効率的・効果的な作業の実施に向けた取組等について記載してください。
- ・ 「④作業マニュアルの内容・活用に関する事項」の「実態把握」欄には、作業マニュアルに記載している事項（又は記載していない事項）の実態、作業マニュアルの活用実態等について記載してください。「分析」欄には、「実態把握」欄に記載した内容について評価し、そのような状況となった要因等を分析して記載してください。「改善計画」欄には、作業マニュアルの内容・活用方法の見直し等について記載してください。

- ・ 「⑤保有するツールに関する事項」の「実態把握」欄には、保有しているツールや管理（メンテナンス）方法等について記載してください。「分析」欄には、「実態把握」欄に記載した内容について評価してください。「改善計画」欄には、フロン類の回収率の向上に向けたツールを保有するなど、ツールの検証・見直し等について記載してください。
- ・ 「⑥作業員の作業時の安全確保に関する事項」の「実態把握」欄には、フロン回収作業時の安全確保方針等の作成・活用実態等について記載してください。「分析」欄には、「実態把握」欄に記載した内容について評価し、そのような状況となった要因等を分析して記載してください。「改善計画」欄には、フロン回収作業時の安全確保方針等の内容・活用方法の見直し等について記載してください。
- ・ 「⑦その他（従業員周知に関する事項など）」の「実態把握」欄には、「現状分析書及び改善計画書」の従業員への周知実態等について記載してください。「分析」欄には、「実態把握」欄に記載した内容について評価し、そのような状況となった要因等を分析して記載してください。「改善計画」欄には、「現状分析書及び改善計画書」の従業員への周知方法の見直し等について記載してください。

#### ■ 審査項目 C3「回収作業の見直しに係る改善措置の内容を作業員に浸透させるための書類」

〔法人事業者等（従業員がいる個人事業者を含む。以下同じ。）〕

- ・ 改善措置の内容を作業員に周知した時の資料や議事録等を提出してください。

〔従業員がいない個人事業者〕

- ・ 改善措置の内容を自身が作業時に確認するための資料や、作業時に確認することができる環境が整備されていることを証する写真（例えば、作業場入口に当該資料を掲出している場合は、当該作業場入口と当該資料とを一緒に撮影した写真）等を提出してください。

#### ■ 審査項目 C4「回収作業マニュアル（手順書）」

- ・ 本項目は、自らの作業実態等に照らして参考となる資料を収集・整理し、独自のマニュアルを作成することが重要との視点で設定しています。他者が作成したマニュアルを、加工することなくそのまま提出しても得点には結びつきません。
- ・ マニュアルの作成に当たって参考にした資料がある場合は、資料名を明記してください。
- ・ 本項目は重要な項目です。すべての事項について記載がなくても、記載内容に

応じて部分点を加点します。

■ 審査項目 C5-1「回収作業マニュアル（手順書）に係るチェックリスト（様式）」

- ・ 様式は任意です。回収作業マニュアル（手順書）と互換性があるものを作成してください。

■ 審査項目 C6「機器点検マニュアル（手順書）」

- ・ 本項目は、自らの作業実態等に照らして参考となる資料を収集・整理し、独自のマニュアルを作成することが重要との視点で設定しています。他者が作成したマニュアルを、加工することなくそのまま提出しても得点には結びつきません。
- ・ マニュアルの作成に当たって参考にした資料がある場合は、資料名を明記してください。
- ・ 細項目「②回収容器（ボンベ）（可溶栓の状態、容器検査有効期限、日常点検、冷媒ごとに分別された容器等）」については、回収容器（ボンベ）の数量の管理方法についても記載してください。
- ・ すべての事項について記載がなくても、記載内容に応じて部分点を加点します。

■ 審査項目 C7-1「機器点検マニュアル（手順書）に係るチェックリスト（様式）」

- ・ 様式は任意です。機器点検マニュアル（手順書）と互換性があるものを作成してください。

■ 審査項目 C8「回収効率向上のためのツールの保有を証明する書類」

- ・ 回収効率を向上させるためのツールとして、細項目①～⑩に掲げるものを保有している場合は、当該ツールを購入した際の領収書・契約書又は写真等を提出してください。
- ・ 細項目「⑩その他」については、自らの作業実態等に照らして必要となる特有のツールを想定しています。
- ・ 本項目は重要な項目です。すべてのツールを保有していなくても、記載内容に応じて部分点を加点します。

■ 審査項目 C9「別に定める審査票・資料」（作業員の安全確保に係る方針）

- ・ 審査票（様式2）により提出してください。
- ・ 本項目は、自らの作業実態等に照らして参考となる資料を収集・整理し、独自の安全確保方針を作成することが重要との視点で設定しています。他者が作

成した安全格方針等を、加工することなくそのまま提出しても得点には結びつきません。

- ・ 上記の独自の安全確保方針の有無について、該当するものに○印を付けてください。また、安全確保方針の作成に当たって参考にした資料がある場合は、資料名を明記してください。
- ・ 安全確保方針を提出していただいた場合は、加点することがあります。

■ 審査項目 C10「別に定める審査票・資料」（フロン類回収に関する研修参加の促進）

- ・ 審査票（様式2）により提出してください。

〔法人事業者等〕

- ・ 従業員が有給で研修に参加し、又は従業員の研修費用を事業者が負担するなど、従業員の研修参加を後押しする仕組みの有無について、該当するものに○印を付けてください。
- ・ 上記の仕組みがある場合、そのことを証する資料として社内規程等を提出していただいた場合は、加点することがあります。

〔従業員がいない個人事業者〕

- ・ 自らの社外研修等への参加に関する中長期的な計画の有無について、該当するものに○印を付けてください。
- ・ 上記の計画がある場合、そのことを証する資料として中長期的な研修計画書等（時期・研修の内容等を記載）を提出していただいた場合は、加点することがあります。

■ 審査項目 C11「別に定める審査票・資料」（フロン類回収に関する資格取得の促進）

- ・ 審査票（様式2）により提出してください。

〔法人事業者等〕

- ・ 資格取得に係る試験、講習時の休暇制度を設け、又は受検費用を事業者が負担するなど、資格取得者数の増加を促進する仕組みの有無について、該当するものに○印を付けてください。
- ・ 上記の仕組みがある場合、そのことを証する資料として社内規程等を提出していただいた場合は、加点することがあります。

〔従業員がいない個人事業者〕

- ・ 上位資格等の取得に向けて策定した中長期的な計画の有無について、該当するものに○印を付けてください。
- ・ 上記の計画がある場合、そのことを証する資料として中長期的な資格取得計

画書等（時期・取得を目指す資格名等を記載）を提出していただいた場合は、加点することがあります。

■ 審査項目 C12「別に定める審査票」（中長期的な視点での人材確保）

- ・ 審査票（様式2）により提出してください。

〔法人事業者等〕

- ・ 中長期的な視点でフロン回収人材の確保に向けた課題を把握し、その対策として立案した計画書等（把握した課題、フロン回収人材確保の今後の見込み・時期・方法、国制度の活用時期・内容等を記載）の有無について、該当するものに○印を付けてください。

〔従業員がいない個人事業者〕

- ・ 中長期的な視点で自らが有するフロン回収技術の確保に向けた課題を把握し、その対策として立案した計画書等（把握した課題、フロン回収人材確保の今後の見込み・時期・方法等を記載）の有無について、該当するものに○印を付けてください。

■ 審査項目 C13. C14「別に定める現状分析書及び改善計画書の従業員教育・人材確保に係る課題把握・分析・改善計画について記載したもの又はこれと同内容を記載した書類」

- ・ 令和7年度の実績について、「現状分析書及び改善計画書」（様式3-3）の「2 従業員教育・人材確保」又はこれと同内容を記載した書類により提出してください。
- ・ すべての事項について記載がなくても、記載内容に応じて部分点を加点します。

【「現状分析書及び改善計画書」の「2 従業員教育・人材確保」の作成】

〔法人事業者等〕

- ・ 「①従業員教育に関する事項」の「課題把握」欄には、審査項目 C10「フロン類回収に関する研修（社内外）への計画的な参加を促進する仕組み」及び審査項目 C11「フロン類回収に関する資格取得を促進する仕組み」の運用実態や、研修・資格取得の計画（時期、対象者、内容等を記載）の取組状況、その課題等について記載してください。「分析」欄には、「課題把握」欄に記載した内容について評価し、そのような状況となった要因を分析して記載してください。「改善計画」欄には、研修参加・資格取得を促進する仕組みや研修・資格取得の計画の見直し等について記載してください。
- ・ 「②人材確保に関する事項」の「課題把握」欄には、審査項目 C12「立案した中長期的な人材戦略」（フロン回収人材の今後の確保見込み、確保時期・方法、

国制度の活用時期・内容など)の達成状況、その課題等について記載してください。「分析」欄には、「課題把握」欄に記載した内容について評価し、そのような状況となった要因を分析して記載してください。「改善計画」欄には、人材戦略の見直し等について記載してください。

- ・ 「③その他」の「課題把握」欄には、従業員のモチベーション向上に関連する事項として、人事評価、配置・異動管理（昇進、昇格等を含む。）、報酬制度等の実態、その課題について記載してください。「分析」欄には、「課題把握」欄に記載した内容について評価し、そのような状況となった要因を分析して記載してください。「改善計画」欄には、従業員のモチベーション向上に関連する事項の見直し等について記載してください。

#### 〔従業員がいない個人事業者〕

- ・ 「①自らが有する技術力向上に関する事項」の「課題把握」欄には、審査項目 C10「フロン類回収に関する研修（社内外）への計画的な参加を促進する仕組み」及び審査項目 C11「フロン類回収に関する資格取得を促進する仕組み」の運用実態、その課題等について記載してください。「分析」欄には、「課題把握」欄に記載した内容について評価し、そのような状況となった要因を分析して記載してください。「改善計画」欄には、策定した中長期的な計画の見直し等について記載してください。
- ・ 「②自らが有する技術の確保に関する事項」の「課題把握」欄には、審査項目 C10「フロン類回収に関する研修（社内外）への計画的な参加を促進する仕組み」及び審査項目 C11「フロン類回収に関する資格取得を促進する仕組み」の運用実態、その課題等について記載してください。「分析」欄には、「課題把握」欄に記載した内容について評価し、そのような状況となった要因を分析して記載してください。「改善計画」欄には、把握・立案した技術確保に向けた課題・対策の見直し等について記載してください。

#### ■ 審査項目 C15「別に定める審査票」（フロン対策講習会の内容確認）

- ・ 審査票（様式2）により提出してください。
- ・ 「フロン対策講習会」の内容確認の有無について、該当するものに○印を付けてください。また、内容を確認した講習会の年度を明記してください。

〔「フロン対策講習会」動画のホームページ〕

\* [フロン対策講習会](#) | [フロン類充填回収業者](#) | [東京都環境局](#)

- 審査項目 D1. D2「別に定める現状分析書及び改善計画書の社会貢献に係る現状把握・分析・改善計画について記載したもの又はこれと同内容を記載した書類」

- ・ 令和7年度の実績について、「現状分析書及び改善計画書」(様式3-3)の「3 社会貢献活動」又はこれと同内容を記載した書類により提出してください。
- ・ すべての事項について記載がなくても、記載内容に応じて部分点を加点します。

【「現状分析書及び改善計画書」の「3 社会貢献活動」の作成】

- ・ 「①環境に配慮した活動推進に関する事項」の「現状把握」欄には、ISO14001、エコアクション21など、受けている認証や、環境配慮に対する取組実態（例えば、基本方針の策定や電気自動車（EV車）の導入、太陽光パネルの設置）等について記載してください。「分析」欄には、「現状把握」欄に記載した内容について評価してください。「改善計画」欄には、環境配慮に対する取組の見直し等について記載してください。

なお、ISO14001、エコアクション21、又はエコアクション21と相互認証されている認証制度の認証を受けている場合は、「現状把握」欄にその旨を記載の上、認証を証する書類を添付してください。これらの認証を受けている認定事業者については、PDCAサイクルを適切に運用していると考えられるため、「分析」欄、「改善計画」欄への記載は不要です。

- ・ 「②関係者への助言、情報の発信に関する事項」の「現状把握」欄には、社会貢献活動の取組実態（例えば、基本計画の策定や関係者への講習会の開催）等について記載してください。「分析」欄には、「現状把握」欄に記載した内容について評価してください。「改善計画」欄には、社会貢献活動に対する取組の見直し等について記載してください。

- 審査項目 D3「別に定める審査票」（関係者への助言・情報提供）

- ・ 審査票（様式2）により提出してください。
- ・ フロン類の大気中への排出抑制に必要な助言や情報提供について、該当するものに○印を付けてください。

- 審査項目 D4「別に定める審査票」（フロン対策の社会的な意義・必要性）

- ・ 審査票（様式2）により提出してください。
- ・ フロン類が地球温暖化に与える影響、機器廃棄時におけるフロン類回収率の現状等の理解について、該当するものに○印を付けてください。「ア理解している」を選択した場合は、理解するに当たって参考とした資料名を記載してください。

■ 審査項目 D5「別に定める審査票・資料」（フロン類排出抑制に関する周知）

- ・ 審査票（様式2）により提出してください。
- ・ インターネットやパンフレット等を活用したフロン類の大気中への排出抑制に必要な周知について、該当するものに○印を付けてください。
- ・ 上記で選択したものについて、そのことを証する資料としてインターネットの出力画面やパンフレットを提出していただいた場合は、加点することがあります。

## 第5 認定を受けた後の毎年度の報告

認定事業者には、令和8年度（認定後）の回収実績や令和9年度以降の改善に向けた取組などについて、年度終了後45日以内にご提出いただきます。

ご提出いただいた書類については、次期更新申請時の審査書類となります。

なお、報告がない場合は、認定が取り消されることがありますので、ご注意ください。

### 1 報告の時期

令和9年5月17日（月曜日）まで

### 2 報告事項及び報告方法（別表2・再掲）

| 報告事項                                                                                                  | 報告方法                                                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 フロン排出抑制法第47条第1項に定める事項、冷媒番号、通電環境の有無、回収に係る時刻、出荷時充填量、設置時追加充填量、回収率※（それぞれ回収した機器ごと）                       | ・別に定める記録表又はこれと同内容を記録した書類により報告するものとする。                                                                                          |
| 2 回収後の冷媒回収口における圧力の値                                                                                   | ・認定事業者が任意に選定した5件について、デジタル式のゲージマニホールドの記録又は以下に掲げる事項を撮影した写真により報告するものとする。<br>① 開始時刻（ゲージマニホールド接続時刻）及びゲージ圧力の圧力値<br>② 終了時刻及びゲージ圧力の圧力値 |
| 3 次の各項目に係る取組状況（現状等把握・分析・改善措置・改善措置の周知等）<br>（1）フロン類の回収量・回収率・回収作業<br>（2）フロン回収に関する従業員教育・人材確保<br>（3）社会貢献活動 | ・別に定める現状分析書及び改善計画書又はこれと同内容を記載した書類により報告するものとする。                                                                                 |

※ 回収量を初期充填量と設置時追加充填量の合計値で除したもの

### 3 報告先等

#### (1) 報告方法

電子メール又は郵送のいずれかの方法により報告してください。

## (2) 報告先

### ア 令和9年3月31日までに報告する場合

特定非営利活動法人NPO環境持続建築（受託事業者）

#### 【メールアドレス】

[shinsei@e4.gmob.jp](mailto:shinsei@e4.gmob.jp)

#### 【郵送先】

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-14-13 シャトレ赤坂 202

（充填量・回収量等報告書と合わせて送付される場合は、同報告書のみ下記イの東京都環境局環境改善部環境保安課フロン対策担当にご提出ください。）

### イ 令和9年4月1日から同年5月17日までに報告する場合

（可能な限り、充填量・回収量等報告書とともにご提出ください。）

東京都環境局環境改善部環境保安課フロン対策担当

#### 【電子メール】

[furon@section.metro.tokyo.jp](mailto:furon@section.metro.tokyo.jp)

#### 【郵送】

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第二本庁舎 20 階北側

## 4 報告書類の作成（いずれも必須提出書類）

### (1) 報告事項1「別に定める記録表又はこれと同内容を記録した書類」

- ・ フロン排出抑制法第47条第1項及び同法施行規則第51条に規定する「法定事項」のほか、冷媒番号、通電環境の有無、回収に係る時刻、出荷時充填量、設置時追加充填量など、「充填量及び回収量に関する記録表」（様式1-1及び様式1-2）の上欄に記載された項目が遺漏なく記録された書類（「充填量及び回収量に関する記録表」（様式1-1及び様式1-2）」又はこれと同内容を記録した書類）を、廃棄時と整備時とに分けて提出してください。
- ・ 提出に当たっては、充填量・回収量等報告書の内容との整合を確認してください。

### (2) 報告事項2「デジタル式のゲージマニホールドの記録又は以下に掲げる事項を撮影した写真」

- ・ 認定事業者みずからが任意に選定した、令和8年度（認定後）におけるフロン回収案件（5件）について、デジタル式のゲージマニホールドの記録を提出してください。
  - ・ デジタル式のゲージマニホールドの記録がない場合は、以下の写真を提出してください（1案件について①、②それぞれ1枚ずつとなります。）。
- なお、写真は、機器の表示画面及び計測日時が明確に写るように撮影してください

い。

- ① 開始時刻（ゲージマニホールド接続時刻）及びゲージ圧力の圧力値が同時に判別できる写真
- ② 終了時刻及びゲージ圧力の圧力値が同時に判別できる写真

(3) 報告事項3「別に定める現状分析書及び改善計画書又はこれと同内容を記載した書類」

- ・ 令和8年度（認定後）の（1）フロン類の回収量・回収率・回収作業、（2）フロン回収に関する従業員教育・人材確保、（3）社会貢献活動に関する実績について、「現状分析書及び改善計画書」（様式3-1から様式3-3）又はこれと同内容を記録した書類を提出してください。
- ・ 作成要領は、第4に記載したとおりです。

## 第6 認定を受けた後の届出

### 1 変更の届出

認定事業者の氏名又は名称、住所及び連絡先に変更があったときは、以下の書類等を提出してください。ただし、連絡先のみの変更については、以下の(2)～(6)の提出は不要です。

(1) 東京都第一種フロン類充填回収業者技術力認定制度変更届出書（別記様式第4号）

(2) （法人の場合）法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

注：申請日時点で交付日が3か月以内かつ最新の原本を提出してください。

(3) （個人の場合）住民票抄本

注1：申請日時点で交付日が3か月以内かつ最新の原本を提出してください。

注2：マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

(4) 通知書

(5) 認定証

(6) レターパックプラス（レターパックライトは不可）

注：「ご依頼主様用シール」をはがしていないものに送付先を記入し、申請時に提出してください。決定後、通知書等を郵送します。

なお、レターパックプラスの送付先を申請者以外とする場合は、申請時に、申請者が受取権限を委任したことを証する書類（申請者の押印が必要）を提出してください。

### 2 廃業等の届出

認定事業者が下表の「廃業等届出事由」に該当することとなった場合は、同表の「届出者」は、以下の書類を提出してください。

| 廃業等届出事由                        | 届出者                               |
|--------------------------------|-----------------------------------|
| 死亡した場合                         | その相続人                             |
| 法人が合併により消滅した場合                 | その法人を代表する役員であった者                  |
| 法人が破産手続開始の決定により解散した場合          | その破産管財人                           |
| 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 | その清算人                             |
| 第一種フロン類充填回収業を廃止した場合            | 充填回収業者であった個人又は充填回収業者であった法人を代表する役員 |

- (1) 東京都第一種フロン類充填回収業者技術力認定制度廃業届出書（別記様式第 5 号）
- (2) 通知書
- (3) 認定証

### 3 認定の返納

認定事業者が認定を返納する場合は、以下の書類を提出してください。

- (1) 東京都第一種フロン類充填回収業者技術力認定制度認定返納届出書（別記様式第 6 号）
- (2) 通知書
- (3) 認定証

### 4 認定の取消し

認定事業者が認定の取消し受けた場合は、以下の書類を提出してください。

- (1) 通知書
- (2) 認定証

### 5 届出方法・届出先

#### (1) 届出方法

電子メール又は郵送のいずれかの方法により届け出てください。

ただし、上記 1 (2) から (6) までの書類等については、郵送にて送付してください。

#### (2) 届出先

##### ア 令和 9 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 N P O 環境持続建築（受託事業者）

##### 【メールアドレス】

[shinsei@e4.gmobbb.jp](mailto:shinsei@e4.gmobbb.jp)

##### 【郵送先】

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-14-13 シャトレ赤坂 202

##### イ 令和 9 年 4 月 1 日以降、当面の間

東京都環境局環境改善部環境保安課フロン対策担当

##### 【電子メール】

[furon@section.metro.tokyo.jp](mailto:furon@section.metro.tokyo.jp)

##### 【郵送】

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

東京都庁第二本庁舎 20 階北側

## フロン排出抑制法の主な関連条文

### 審査項目 B2.B3.関連

（第一種特定製品整備者の引渡義務等）

#### 第三十九条

- 3 第一種フロン類充填回収業者（第一項ただし書の規定により自らフロン類の回収を行う第一種特定製品整備者を含む。第六項、次条第一項、第四十六条、第四十七条第一項から第三項まで、第四十八条、第四十九条第一項、第二項及び第六項から第八項まで、第五十九条第一項及び第二項、第六十条第二項、第六十二条第三項及び第五項、第六十九条第一項及び第五項、第七十条第一項及び第二項、第七十一条第二項、第七十三条第二項及び第四項並びに第七十五条において同じ。）は、第一項本文に規定するフロン類の回収の委託を受けてフロン類の回収を行い、又は同項ただし書の規定によるフロン類の回収を行うに当たっては、第四十四条第二項に規定するフロン類の回収に関する基準に従って行わなければならない。

（第一種フロン類充填回収業者の引取義務）

#### 第四十四条

- 2 第一種フロン類充填回収業者は、前項の規定によるフロン類の引取りに当たっては、主務省令で定めるフロン類の回収に関する基準に従って、フロン類を回収しなければならない。

#### 主務省令（施行規則）

（第一種フロン類充填回収業者等によるフロン類の回収に関する基準）

第四十条 法第四十四条第二項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 第一種特定製品の冷媒回収口における圧力（絶対圧力をいう。以下この号において同じ。）の値が、一定時間が経過した後、別表第一の上欄に掲げるフロン類の圧力区分に応じ、同表の下欄に掲げる圧力以下になるよう吸引すること。ただし、法第三十九条第一項に規定する第一種特定製品の整備に際して当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の回収を行う場合であって、冷凍サイクル（第一種特定製品中の密閉された系統であって、冷媒としてフロン類が充填されているものをいう。）に残留したフロン類が大気中に放出されるおそれがない場合にあつては、この限りでない。
- 二 フロン類の性状及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者が、フロン類の回収を自ら行い又はフロン類の回収に立ち会うこと。

**（第一種フロン類充填回収業者の引渡義務）**

**第四十六条**

- 2 第一種フロン類充填回収業者（その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。）は、前項の規定によるフロン類の引渡しに当たっては、主務省令で定めるフロン類の運搬に関する基準に従って、フロン類を運搬しなければならない。

**主務省令（施行規則）**

**（第一種フロン類充填回収業者等によるフロン類の運搬に関する基準）**

**第五十条** 法第四十六条第二項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 回収したフロン類の移充填（回収したフロン類を充填する容器（以下この号及び次号において「フロン類回収容器」という。）から他のフロン類回収容器へフロン類の詰め替えを行うことをいう。）をみだりに行わないこと。
- 二 フロン類回収容器は、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷による漏えいを防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。

## 審査項目 B4.関連

### （第一種特定製品廃棄等実施者の引渡義務）

**第四十一条** 第一種特定製品の廃棄等を行おうとする第一種特定製品の管理者（以下「第一種特定製品廃棄等実施者」という。）は、主務省令で定めるところにより、第一種フロン類充填回収業者が当該第一種特定製品にフロン類が充填されていないことを確認した場合を除き、自ら又は他の者に委託して、第一種フロン類充填回収業者に対し、当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を引き渡さなければならない。

### 主務省令（施行規則）

（第一種フロン類充填回収業者による第一種特定製品にフロン類が充填されていないことの確認等）

**第二十七条の二** 法第四十一条の規定による確認は、次により行うものとする。

- 一 第一種フロン類充填回収業者が第四十条の基準に従い吸引してもフロン類が回収されないこと。
- 二 第一種フロン類充填回収業者が廃棄等実施者に次の各号に掲げる事項を記載した書面（以下「確認証明書」という。）を交付すること。
  - イ 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所
  - ロ フロン類が充填されていないことを確認した第一種特定製品の種類及び数
  - ハ フロン類が充填されていないことを確認する前の第一種特定製品の所在
  - ニ フロン類が充填されていないことを確認した第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号
  - ホ 確認証明書の交付年月日
  - ヘ フロン類が充填されていないことを確認した日
- 2 第一種フロン類充填回収業者は、前項第二号の規定により交付をした確認証明書の写しを当該交付をした日から三年間保存しなければならない。
- 3 第一種特定製品廃棄等実施者は、第一項第二号の規定による確認証明書の交付を受けたときは、当該確認証明書を当該交付を受けた日から三年間保存しなければならない。

### （引取証明書）

**第四十五条** 第一種フロン類充填回収業者は、第一種特定製品廃棄等実施者から直接にフロン類を引き取ったときは、フロン類の引取りを証する書面（以下この条、次条及び第百五条において「引取証明書」という。）に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品廃棄等実施者に当該引取証明書を交付しなければならない。この場合において、当該第一種フロン類充填回収業者は、当該引取証明書の写しを当該交付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

2 第一種フロン類充填回収業者は、第一種特定製品廃棄等実施者から第一種フロン類引渡受託者を通じてフロン類を引き取ったときは、引取証明書に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該フロン類に係る第一種特定製品廃棄等実施者に当該引取証明書を送付するとともに、当該第一種フロン類引渡受託者に当該引取証

明書の写しを交付しなければならない。この場合において、当該第一種フロン類充填回収業者は、当該送付をした引取証明書の写しを当該送付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

**主務省令（施行規則）**

**（第一種特定製品廃棄等実施者に交付する引取証明書の記載事項）**

**第四十一条** 法第四十五条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所
- 二 引き取ったフロン類が充填されていた第一種特定製品の種類及び数
- 三 フロン類の引取り前の第一種特定製品の所在
- 四 フロン類を引き取った第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号
- 五 引取証明書の交付年月日
- 六 フロン類の引取りを終了した年月日
- 七 引き取ったフロン類の種類ごとの量

**（第一種特定製品廃棄等実施者への引取証明書の交付）**

**第四十二条** 法第四十五条第一項の規定による引取証明書の交付は、次により行うものとする。

- 一 フロン類の引取り後速やかに交付すること。
- 二 引き取ったフロン類が充填されていた第一種特定製品の種類及び数並びに第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所が引取証明書に記載された事項と相違がないことを確認の上、交付すること。

**（第一種フロン類充填回収業者の引取証明書の写しの保存期間）**

**第四十三条** 法第四十五条第一項の主務省令で定める期間は、三年とする。

**（第一種特定製品廃棄等実施者に送付する引取証明書の記載事項）**

**第四十四条** 第四十一条の規定は、法第四十五条第二項の主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第四十一条第一号中「第一種特定製品廃棄等実施者」とあるのは、「第一種特定製品廃棄等実施者及び第一種フロン類引渡受託者」と読み替えるものとする。

**（再生証明書）**

**第五十九条**

2 第一種フロン類充填回収業者は、前項の規定による再生証明書の送付を受けたときは、遅滞なく、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に当該再生証明書を回付しなければならない。この場合において、当該第一種フロン類充填回収業者は、当該回付をした再生証明書の写しを当該回付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

- 一 当該フロン類を第三十九条第一項ただし書の規定により回収した場合 当該フロン類に係る第一種特定製品の整備の発注をした第一種特定製品の管理者
- 二 当該フロン類を第三十九条第五項の規定により第一種特定製品整備者から引き取った場合 当該第一種特定製品整備者

- 三 当該フロン類を第四十四条第一項の規定により第一種特定製品廃棄等実施者から直接に又は第一種フロン類引渡受託者を通じて引き取った場合 当該第一種特定製品廃棄等実施者

**主務省令（施行規則）**

**（第一種フロン類再生業者の再生証明書の写しの保存期間）**

**第六十六条** 法第五十九条第一項の主務省令で定める期間は、三年間とする。

**（第一種フロン類充填回収業者等の再生証明書の写しの保存期間）**

**第六十七条** 前条の規定は、法第五十九条第二項及び第三項の主務省令で定める期間について準用する。

**（破壊証明書）**

**第七十条**

- 2 第五十九条第二項及び第三項の規定は、破壊証明書について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「第七十条第一項」と読み替えるものとする。

**主務省令（施行規則）**

**（第一種フロン類充填回収業者等の再生証明書の写しの保存期間）〔再掲〕**

**第六十七条** 前条の規定は、法第五十九条第二項及び第三項の主務省令で定める期間について準用する。

**（第一種フロン類充填回収業者等の破壊証明書の写しの保存期間）**

**第八十二条** 第六十七条の規定は、法第七十条第二項において準用する法第五十九条第二項及び第三項の主務省令で定める期間について準用する。

## 審査項目 B5.関連

(第一種特定製品整備者の充填の委託義務等)

### 第三十七条

- 3 第一種フロン類充填回収業者（第一項ただし書の規定により自らフロン類の充填を行う第一種特定製品整備者を含む。次項、次条第一項、第四十七条第一項から第三項まで並びに第四十九条第一項、第二項、第六項及び第八項において同じ。）は、第一項本文に規定するフロン類の充填の委託を受けてフロン類の充填を行い、又は同項ただし書の規定によるフロン類の充填を行うに当たっては、主務省令で定めるフロン類の充填に関する基準に従って行わなければならない。

#### 主務省令（施行規則）

##### (フロン類の充填に関する基準)

第十四条 法第三十七条第三項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 第一種特定製品に冷媒としてフロン類の充填を行う前に、当該第一種特定製品について、当該第一種特定製品の管理者が保存する点検及び整備に係る記録簿を確認すること、外観を目視により検査することその他の簡易な方法により、次に掲げる事項を確認（次号及び第三号において「充填前の確認」という。）すること。
  - イ 第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の漏えい（以下この条において単に「漏えい」という。）の有無並びに漏えいを確認した場合にあっては、当該漏えいに係る点検及び当該漏えいを防止するために必要な措置（以下この条において「修理」という。）の実施の有無
  - ロ 漏えいを現に生じさせている蓋然性が高い故障又はその徴候（以下この条において「故障等」という。）の有無並びに故障等を確認した場合にあっては、当該故障等に係る点検及び修理の実施の有無
- 二 前号の充填前の確認を行った場合において、当該充填前の確認の方法及びその結果並びに次に掲げる事項について第一種特定製品整備者及び第一種特定製品の管理者に通知すること。
  - イ 漏えいを確認し、かつ、当該漏えいに係る点検の実施を確認できない場合にあっては、当該漏えい箇所を特定するための点検及び修理の実施の必要性
  - ロ 漏えいを確認し、当該漏えいに係る点検による漏えい箇所の特定及び修理の実施を確認できない場合にあっては、修理の実施の必要性
  - ハ 故障等を確認し、かつ、当該故障等に係る点検の実施を確認できない場合にあっては、当該故障等の原因を特定するための点検及び点検の結果において当該故障等により漏えいが現に生じていることが確認された場合における修理の実施の必要性
- 三 第一号の充填前の確認を行った場合において、漏えい又は故障等を確認したときは、次に掲げる事項を確認するまで第一種特定製品に冷媒としてフロン類の充填を行ってはならない。ただし、漏えい箇所の特定又は修理の実施が著しく困難な場所に当該漏えいが生じている場合においては、この限りでない。

イ 漏えいを確認した場合にあっては、当該漏えい箇所が特定され、かつ、修理の実施により漏えいが現に生じていないこと。

ロ 故障等を確認した場合にあっては、当該故障等に係る点検を行ったこと及び次に掲げるいずれかの事項

(1) 当該故障等により漏えいが現に生じていないこと。

(2) 当該故障等による漏えいを確認したときは、当該漏えい箇所が特定され、かつ、修理の実施により漏えいが現に生じていないこと。

四 人の健康を損なう事態又は事業への著しい損害が生じないように、環境衛生上必要な空気環境の調整、被冷却物の衛生管理又は事業の継続のために修理を行わずに応急的にフロン類の充填を行うことが必要であり、かつ、漏えいを確認した日から六十日以内に当該漏えい箇所の修理を行うことが確実なときは、前号の規定にかかわらず、同号イ及びロに規定する事項の確認前に、一回に限り充填を行うことができる。

五 充填しようとするフロン類の種類が法第八十七条第三号に基づき第一種特定製品に表示されたフロン類の種類に適合していることを確認すること又は充填しようとするフロン類の地球温暖化係数（フロン類の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める係数をいう。以下この号及び第九十四条第二号において同じ。）が当該第一種特定製品に表示されたフロン類の地球温暖化係数よりも小さく、かつ、当該第一種特定製品に使用して安全上支障がないものであることを当該第一種特定製品の製造業者等に確認すること。

六 現に第一種特定製品に充填されている冷媒とは異なるものを当該第一種特定製品に冷媒として充填しようとする場合は、あらかじめ、当該第一種特定製品の管理者の承諾を得ること。

七 フロン類の充填に際して、フロン類が大気中に放出されないよう必要な措置を講ずること。

八 必要以上に充填を行うことその他の不適切な充填により、第一種特定製品の使用に際して、フロン類が大気中に放出されるおそれがないよう必要な措置を講ずること。

九 フロン類の性状及びフロン類の充填方法について、十分な知見を有する者が、フロン類の充填を自ら行い又はフロン類の充填に立ち会うこと。

## 審査項目・審査書類

| 区分                              |                       |                                      | 項目                                                                                                                                           | 細項目                                                                                                                                                                                                                        | 審査書類                                                                                                                                                                  |
|---------------------------------|-----------------------|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ベ<br>ー<br>シ<br>ッ<br>ク<br>項<br>目 | 遵<br>法<br>性<br>評<br>価 |                                      | B1. フロン排出抑制法第47条第1項に定める事項に関し記録を作成し、事業所に保存している。                                                                                               | —                                                                                                                                                                                                                          | <b>【第7条第2項に基づき申請する場合】</b><br>・別に定める記録表又はこれと同内容を記録した書類<br><b>【第8条第2項又は第9条第2項に基づき申請する場合】</b><br>・なし（別表2-1にて提出された書類により審査を実施）                                             |
|                                 |                       |                                      | B2. フロン類の回収に関する基準に従ってフロン類を回収している。<br>・回収後に冷媒回収口における圧力の値が基準以下になるよう吸引している。<br>・フロンの性状及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者が、フロン類の回収を自ら行い又はフロン類の回収に立ち会っている。 | —                                                                                                                                                                                                                          | ・別に定める審査票                                                                                                                                                             |
|                                 |                       |                                      | B3. フロン類の運搬に関する基準に従ってフロン類を運搬している。                                                                                                            | —                                                                                                                                                                                                                          | ・別に定める審査票                                                                                                                                                             |
|                                 |                       |                                      | B4. 各種証明書（確認証明書、引取証明書、再生証明書、破壊証明書）の写しを保存している。                                                                                                | —                                                                                                                                                                                                                          | ・別に定める審査票                                                                                                                                                             |
|                                 |                       |                                      | B5. 上記のほかフロン排出抑制法を遵守している。                                                                                                                    | —                                                                                                                                                                                                                          | ・別に定める審査票                                                                                                                                                             |
| チャ<br>レ<br>ン<br>ジ<br>項<br>目     | 技<br>術<br>力<br>評<br>価 | 回<br>収<br>作<br>業<br>の<br>見<br>直<br>し | C1. 前年度の回収量・回収作業・回収率 <sup>※</sup> について実態を把握し、分析を行っている。<br>※ 第7条第2項の規定に基づき申請する場合は、回収率を除く。                                                     | <b>■実態把握・分析は、次の事項について実施すること。</b><br>①作業実態の把握（冷媒の種類や機器（冷凍・空調等）の分類ごとに）<br>②回収対象機器1台当たりの作業時間・回収量に関する事項<br>③作業内容の妥当性に関する事項<br>④作業マニュアルの内容・活用に関する事項<br>⑤保有するツールに関する事項<br>⑥作業員の作業時の安全確保に関する事項<br>⑦その他                            | <b>【第7条第2項の規定に基づき申請する場合】</b><br>・別に定める現状分析書及び改善計画書の回収作業の見直しに係る実態把握・分析について記載したもの又はこれと同内容を記載した書類<br><b>【第8条第2項又は第9条第2項の規定に基づき申請する場合】</b><br>・なし（別表2-3にて提出された書類により審査を実施） |
|                                 |                       |                                      | C2. C1を踏まえ、改善措置が具体化している。                                                                                                                     | <b>■本項目に係る対応は、次により実施すること。</b><br>②作業日程・作業時間の確保に向けた取組に関する検証・見直し<br>③効果的な作業の実施に関する検証・見直し<br>④効果的な各種作業マニュアルの活用に関する検証・見直し<br>⑤回収効率を向上させるためのツール（C8）の利用に関する検証・見直し<br>⑥安全確保対策の実効性確保に関する検証・見直し<br>⑦その他の検証・見直し<br>※ 上記○数字はC1の○数字に対応 | <b>【第7条第2項の規定に基づき申請する場合】</b><br>・別に定める現状分析書及び改善計画書の回収作業の見直しに係る改善計画について記載したもの又はこれと同内容を記載した書類<br><b>【第8条第2項又は第9条第2項の規定に基づき申請する場合】</b><br>・なし（別表2-3にて提出された書類により審査を実施）    |
|                                 |                       |                                      | C3. C2の改善措置の内容が回収作業者に浸透している。                                                                                                                 | <b>■本項目に係る対応は、事業形態に応じ、次により実施すること。</b><br>[法人事業者等（従業員がいる個人事業者を含む。以下同じ）]<br>・作業員へ周知徹底すること。<br>[従業員がいない個人事業者]<br>・改善措置の内容を自身が確認できる環境を整えること。                                                                                   | <b>【第7条第2項の規定に基づき申請する場合】</b><br>・回収作業の見直しに係る改善措置の内容を作業員に浸透させるための書類<br><b>【第8条第2項又は第9条第2項の規定に基づき申請する場合】</b><br>・なし（別表2-3にて提出された書類により審査を実施）                             |

注：「法人事業者等」には、従業員がいる個人事業者を含む。

## 審査項目・審査書類

| 区分      |       |          | 項目                                                                                                      | 細項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 審査書類                                   |
|---------|-------|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| チャレンジ項目 | 技術力評価 | 回収作業の見直し | C4. 回収作業マニュアル（手順書）を作成し、活用している。                                                                          | <b>■回収作業マニュアル（手順書）には、次の事項を記載すること。</b><br><b>【作業前】</b><br>①回収対象・回収場所等の情報の確認<br>②通電状況の確認・通電されていない場合の対応<br>③時間に制約がある場合の対応<br>④回収冷媒番号・初期充填量・設置時追加充填量の確認<br>⑤冷媒ごとの分別回収が可能な回収装置および接続器具類の準備<br>⑥回収装置の点検<br>⑦回収容器（ボンベ）の点検（回収冷媒番号の表示、耐圧検査期限、可溶性の状態、過充填防止機構の作動可否等）<br>⑧機器冷媒回路図の確認<br>⑨冷媒回収モード・ポンプダウン運転の有無の確認<br>⑩サービス用ポートが設けられている場合の適切な対応<br>⑪閉鎖区間の確認（電磁弁・電子膨張弁オープナー、ピアッシングツールの使用方法を含む。）<br><b>【作業中】</b><br>⑫冷媒の寝込み・溶け込みが発生した場合の対応<br>⑬回収容器（ボンベ）の温度が上昇した場合の対応<br><b>【作業後】</b><br>⑭残存圧力の確認<br>⑮回収装置の整備 | ・回収作業マニュアル（手順書）                        |
|         |       |          | <b>【第7条第2項の規定に基づき申請する場合】</b><br>C5-1. C4のマニュアルと互換性があるチェックリストを作成している。                                    | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | ・回収作業マニュアル（手順書）に係るチェックリスト（様式）          |
|         |       |          | <b>【第8条第2項又は第9条第2項の規定に基づき申請する場合】</b><br>C5-2. C5-1により作成したチェックリストに記録し、当該リストを保存している。<br>注：知事の案件指定を受けてから提出 | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | ・回収作業マニュアル（手順書）に係るチェックリスト（実際に使用しているもの） |
|         |       |          | C6. 機器点検マニュアル（手順書）を作成し、活用している。                                                                          | <b>■機器点検マニュアル（手順書）には、次の事項を記載すること。</b><br>①回収装置<br>②回収容器（ボンベ）（可溶性の状態、容器検査有効期限、日常点検、冷媒ごとに分別された容器等）<br>③ゲージマニホールド<br>④真空ポンプ<br>⑤デジタルスケール                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | ・機器点検マニュアル（手順書）                        |
|         |       |          | <b>【第7条第2項の規定に基づき申請する場合】</b><br>C7-1. C6のマニュアルと互換性があるチェックリストを作成している。                                    | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | ・機器点検マニュアル（手順書）に係るチェックリスト（様式）          |
|         |       |          | <b>【第8条第2項又は第9条第2項の規定に基づき申請する場合】</b><br>C7-2. C7-1により作成したチェックリストに記録し、当該リストを保存している。<br>注：知事の案件指定を受けてから提出 | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | ・機器点検マニュアル（手順書）に係るチェックリスト（実際に使用しているもの） |

注：「法人事業者等」には、従業員がいる個人事業者を含む。

## 審査項目・審査書類

| 区分      |       |            | 項目                                                  | 細項目                                                                                                                                                                                                    | 審査書類                                                                                                                                                                    |
|---------|-------|------------|-----------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| チャレンジ項目 | 技術力評価 | 回収作業の見直し   | C8. 回収効率を向上させるためのツールを保有している。                        | <b>■回収効率を向上させるためのツールとは、次のものをいうこと。</b><br>①回収装置（200g/分以上）<br>②電磁弁オープナー<br>③ピアッシングツール<br>④ヒートガン・ベルトヒーター<br>⑤ムシバルブ取外し工具<br>⑥大口径（3/8以上）チャージングホース<br>⑦複数台同時回収ツール（ヘッダ）<br>⑧冷媒冷却装置<br>⑨携行型発電機・ポータブル電源<br>⑩その他 | ・回収効率向上のためのツールの保有を証明する書類                                                                                                                                                |
|         |       |            | C9. 作業員が夏季に回収作業を行う際の暑さ対策の方策など、作業員の作業時の安全確保方針を定めている。 | —                                                                                                                                                                                                      | ・別に定める審査票・資料                                                                                                                                                            |
|         |       | 従業員教育・人材確保 | C10. フロン類回収に関する研修（社内外）への計画的な参加を促進する仕組みがある。          | <b>■本項目に係る対応は、事業形態に応じて、次により実施すること。</b><br>[法人事業者等]<br>・従業員の研修参加を後押しする仕組みがあること。<br>[従業員がいない個人事業者]<br>・自らの社外研修等への参加に関する中長期的な計画を策定していること。                                                                 | ・別に定める審査票・資料                                                                                                                                                            |
|         |       |            | C11. フロン類回収に関する資格取得を促進する仕組みがある。                     | <b>■本項目に係る対応は、事業形態に応じて、次により実施すること。</b><br>[法人事業者等]<br>・資格取得者数の増加を促進する仕組みがあること。<br>[従業員がいない個人事業者]<br>・上位資格等の取得に向けた中長期的な計画を策定していること。                                                                     | ・別に定める審査票・資料                                                                                                                                                            |
|         |       |            | C12. 経営課題の背景にある人材課題を把握し、中長期的な視点で人材戦略を立案している。        | <b>■本項目に係る対応は、事業形態に応じて、次により実施すること。</b><br>[法人事業者等]<br>・中長期的な視点でフロン回収人材の確保に向けた課題を把握し、その対策を立案していること。<br>[従業員がいない個人事業者]<br>・中長期的な視点で自らが有するフロン回収技術の確保に向けた課題を把握し、その対策を立案していること。                             | ・別に定める審査票                                                                                                                                                               |
|         |       |            | C13. 前年度におけるフロン回収に関する人材の課題を把握し、分析を行っている。            | <b>■課題把握・分析は、事業形態に応じて、以下の事項について実施すること。</b><br>[法人事業者等]<br>①従業員教育に関する事項<br>②人材確保に関する事項<br>③その他<br>[従業員がいない個人事業者]<br>①自らが有する技術力向上に関する事項<br>②自らが有する技術の確保に関する事項<br>③その他                                    | <b>【第7条第2項の規定に基づき申請する場合】</b><br>・別に定める現状分析書及び改善計画書の従業員教育・人材確保に係る課題把握・分析について記載したもの又はこれと同内容を記載した書類<br><b>【第8条第2項又は第9条第2項の規定に基づき申請する場合】</b><br>・なし（別表2・3にて提出された書類により審査を実施） |

注：「法人事業者等」には、従業員がいる個人事業者を含む。

## 審査項目・審査書類

| 区分      |          |            | 項目                                                         | 細項目                                                                                                                                                                                                                                                                                | 審査書類                                                                                                                                                                       |
|---------|----------|------------|------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| チャレンジ項目 | 技術力評価    | 従業員教育・人材確保 | C14. C13を踏まえ、改善措置が具体化している。                                 | <p>■本項目に係る対応は、事業形態に応じて、次により実施すること。<br/>〔法人事業者等〕</p> <p>①具体的な研修計画・資格取得計画に関する検証・見直し<br/>②具体的な人材確保計画に関する検証・見直し<br/>③その他の検証・見直し<br/>〔従業員がいない個人事業者〕</p> <p>①自らが有する技術力向上に関する検証・見直し<br/>②自らが有する技術の確保に関する検証・見直し<br/>③その他の検証・見直し</p>                                                        | <p>【第7条第2項の規定に基づき申請する場合】</p> <p>・別に定める現状分析書及び改善計画書の従業員教育・人材確保に係る改善計画について記載したもの又はこれと同一内容を記載した書類</p> <p>【第8条第2項又は第9条第2項の規定に基づき申請する場合】</p> <p>・なし（別表2・3にて提出された書類により審査を実施）</p> |
|         |          |            | C15. 東京都環境局及び一般社団法人東京都冷凍空調設備協会主催の講習会（フロン対策講習会）の内容を確認している。  | <p>■内容を確認しているとは、次の手法によるものであること。</p> <p>・審査対象期間内に、自ら又は従業員がフロン対策講習会に参加し、又はインターネット上で動画を視聴していること。</p>                                                                                                                                                                                  | ・別に定める審査票                                                                                                                                                                  |
|         | 社会貢献活動評価 |            | D1. 前年度における社会貢献活動に関する事項等について現状把握・分析を行っている。                 | <p>■現状把握・分析は、次の事項について実施すること。</p> <p>①環境に配慮した活動推進に関する事項<br/>②関係者への助言・情報の発信に関する事項</p>                                                                                                                                                                                                | <p>【第7条第2項の規定に基づき申請する場合】</p> <p>・別に定める現状分析書及び改善計画書の社会貢献活動に係る現状把握・分析について記載したもの又はこれと同一内容を記載した書類</p> <p>【第8条第2項又は第9条第2項の規定に基づき申請する場合】</p> <p>・なし（別表2・3にて提出された書類により審査を実施）</p>  |
|         |          |            | D2. D1を踏まえ、改善措置が具体化している。                                   | <p>■本項目に係る対応は、次により実施すること。</p> <p>①環境に配慮した活動に関する具体的な内容や手法に関する検証・見直し<br/>②関係者への助言、情報発信に関する具体的な内容や手法に関する検証・見直し</p>                                                                                                                                                                    | <p>【第7条第2項の規定に基づき申請する場合】</p> <p>・別に定める現状分析書及び改善計画書の社会貢献活動に係る改善計画について記載したもの又はこれと同一内容を記載した書類</p> <p>【第8条第2項又は第9条第2項の規定に基づき申請する場合】</p> <p>・なし（別表2・3にて提出された書類により審査を実施）</p>     |
|         |          |            | D3. 審査対象期間内に、関係者にフロン類の大気中への排出抑制に必要な助言や情報提供等を行っている。         | <p>■本項目に係る対応は、次により実施すること。</p> <p>①廃棄等実施者等の関係者に対する、回収時における作業内容や作業目的の説明及び適正な廃棄を促すための助言や情報提供<br/>②機器管理者（特に恒常的に大量のフロン類を排出している者）に対する、回収率データを活用した排出抑制の取組等の促進<br/>③元請業者に対する、建築物の解体工事に伴うフロン類回収作業における事前確認・説明<br/>④他の充填回収業者に対する、効率的な回収方法等に関する情報提供<br/>⑤旧式機器の管理者に対する、機器更新等や適切な点検・保守に関する助言</p> | ・別に定める審査票                                                                                                                                                                  |
|         |          |            | D4. フロン類が地球温暖化に与える影響、機器廃棄時におけるフロン類回収率の現状等を理解している。          | <p>■本項目に係る対応は、次により実施すること。</p> <p>・国（環境省・経産省・国交省）、東京都が公表している周知資料や会議資料による確認</p>                                                                                                                                                                                                      | ・別に定める審査票                                                                                                                                                                  |
|         |          |            | D5. 審査対象期間内に、インターネットやパンフレット等によりフロン類の大気中への排出抑制に必要な周知を行っている。 | <p>■必要な周知は、次の事項について実施すること。</p> <p>①フロン排出抑制法に基づくフロン回収の必要性<br/>②家電リサイクル法に基づく家庭用エアコンのフロン回収の必要性</p>                                                                                                                                                                                    | ・別に定める審査票・資料                                                                                                                                                               |

注：「法人事業者等」には、従業員がいる個人事業者を含む。

## 報告事項・報告方法

| 報告事項                                                                                                              | 報告方法                                                                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 フロン排出抑制法第47条第1項に定める事項、冷媒番号、通電環境の有無、回収に係る時刻、出荷時充填量、設置時追加充填量、回収率※（それぞれ回収した機器ごと）                                   | ・別に定める記録表又はこれと同内容を記録した書類により報告するものとする。                                                                                        |
| 2 回収後の冷媒回収口における圧力の値                                                                                               | ・認定事業者が任意に選定した5件について、デジタル式のゲージマニホールドの記録又は以下に掲げる事項を撮影した写真により報告するものとする。<br>①開始時刻（ゲージマニホールド接続時刻）及びゲージ圧力の圧力値<br>②終了時刻及びゲージ圧力の圧力値 |
| 3 次の各項目に係る取組状況（現状等把握・分析・改善措置・改善措置の周知等）<br><br>（1）フロン類の回収量・回収率・回収作業<br><br>（2）フロン回収に関する従業員教育・人材確保<br><br>（3）社会貢献活動 | ・別に定める現状分析書及び改善計画書又はこれと同内容を記載した書類により報告するものとする。                                                                               |

※ 回収量を初期充填量と設置時追加充填量の合計値で除したもの

# 申請書類様式

東京都第一種フロン類充填回収業者技術力認定制度申請書

（フロン排出抑制法に基づく登録）

|       |      |
|-------|------|
| 登録番号  | 1310 |
| 登録年月日 |      |

（本制度による認定）

|       |  |
|-------|--|
| 認定番号※ |  |
|-------|--|

※ 更新申請の場合に記載

年 月 日

東京都知事 殿

（郵便番号）

住 所  
フリ ガナ  
氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

東京都第一種フロン類充填回収業者技術力認定制度実施要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、以下の認定を受けたいので、必要な書類を添えて申請します。

- 1 要綱第7条の規定に基づく認定
- 2 要綱第8条の規定に基づく認定の更新
- 3 要綱第9条の規定に基づく認定区分の変更の認定

\* 該当する番号に○をつけてください。

【要綱第12条の規定による認定者名等※の公表に関する同意】

※ 氏名又は名称、住所、連絡先、認定番号、認定区分、認定期間

- 1 すべての情報を公表することに同意します。
- 2 一部の情報を公表することに同意します。

（公表する情報：

）

- 3 情報の公表に同意しません。

\* 該当する番号に○をつけてください。

〔担当者連絡先〕

|       |     |         |  |
|-------|-----|---------|--|
| 郵便番号  | ( ) |         |  |
| 住 所   |     |         |  |
| 部 署 名 |     | 担当者名    |  |
| 電話番号  |     | メールアドレス |  |
| ※受付欄  |     |         |  |

年 月 日

東京都知事 殿

(郵便番号)  
住 所  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号  
認定番号

東京都第一種フロン類充填回収業者技術力認定制度変更届出書

以下の事項について変更したので、東京都第一種フロン類充填回収業者技術力認定制度実施要綱第13条の規定に基づき、関係書類を添えて届け出ます。

| 変更の内容 | 新 | 旧 |
|-------|---|---|
|       |   |   |
| 変更の理由 |   |   |

〔担当者連絡先〕

|       |     |         |  |
|-------|-----|---------|--|
| 郵便番号  | ( ) |         |  |
| 住 所   |     |         |  |
| 部 署 名 |     | 担当者名    |  |
| 電話番号  |     | メールアドレス |  |
| ※受付欄  |     |         |  |

年 月 日

東京都知事 殿

(郵便番号)  
住 所  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号  
認定番号

東京都第一種フロン類充填回収業者技術力認定制度廃業届出書

第一種フロン類充填回収業について廃業したので、東京都第一種フロン類充填回収業者技術力認定制度実施要綱第 14 条の規定に基づき届け出ます。

|       |  |
|-------|--|
| 廃業の理由 |  |
|-------|--|

〔担当者連絡先〕

|             |     |         |  |
|-------------|-----|---------|--|
| 郵便番号<br>住 所 | ( ) |         |  |
| 部 署 名       |     | 部 署 名   |  |
| 電話番号        |     | メールアドレス |  |
| ※受付欄        |     |         |  |

年 月 日

東京都知事 殿

(郵便番号)  
住 所  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号  
認定番号

東京都第一種フロン類充填回収業者技術力認定制度認定返納届出書

東京都第一種フロン類充填回収業者技術力認定制度に係る認定を返納することとしたので、  
東京都第一種フロン類充填回収業者技術力認定制度実施要綱第 15 条の規定に基づき届け出ま  
す。

記

|      |  |
|------|--|
| 認定区分 |  |
| 認定期間 |  |
| 返納理由 |  |

〔担当者連絡先〕

|             |     |         |  |
|-------------|-----|---------|--|
| 郵便番号<br>住 所 | ( ) |         |  |
| 部 署 名       |     | 担当者名    |  |
| 電話番号        |     | メールアドレス |  |
| ※受付欄        |     |         |  |

## 提出書類等チェックリスト

1 業務形態      法人      ・      個人（従業員あり）      ・      個人（従業員なし）

## 2 提出書類

|    | 提出書類                                              | チェック |
|----|---------------------------------------------------|------|
| 必須 | 東京都第一種フロン類充填回収業者技術力認定制度申請書（別記様式第1号）               |      |
|    | 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は住民票抄本                      |      |
|    | レターパックプラス（レターパックライトは不可）                           |      |
|    | 審査票（1「対象事業者」関連）                                   |      |
|    | B1. フロン排出抑制法第47条第1項に定める事項に係る記録表                   |      |
|    | B2～B5. 審査票（2「ベーシック項目」関連）                          |      |
| 任意 | C1. 回収作業の見直しに係る実態把握・分析について記載したもの（現状分析書及び改善計画書）    |      |
|    | C2. 回収作業の見直しに係る改善計画について記載したもの（現状分析書及び改善計画書）       |      |
|    | C3. 回収作業の見直しに係る改善措置の内容を作業員に浸透させるための書類             |      |
|    | C4. 回収作業マニュアル（手順書）                                |      |
|    | C5. 回収作業マニュアル（手順書）に係るチェックリスト                      |      |
|    | C6. 機器点検マニュアル（手順書）                                |      |
|    | C7. 機器点検マニュアル（手順書）に係るチェックリスト                      |      |
|    | C8. 回収効率向上のためのツールの保有を証明する書類                       |      |
|    | C13. 従業員教育・人材確保に係る実態把握・分析について記載したもの（現状分析書及び改善計画書） |      |
|    | C14. 従業員教育・人材確保に係る改善計画について記載したもの（現状分析書及び改善計画書）    |      |
|    | D1. 社会貢献活動に係る実態把握・分析について記載したもの（現状分析書及び改善計画書）      |      |
|    | D2. 社会貢献活動に係る改善計画について記載したもの（現状分析書及び改善計画書）         |      |
|    | C9～C12、C15、D3～D5. 審査票（3「チャレンジ項目」関連）               |      |

充填量及び回収量に関する記録表

[ 廃棄時 ]

様式 1-1

※黒字は法定記載事項

| No. | 年月日 | ①回収<br>②処理<br>③自ら再生<br>充填 | 第一種特<br>定製品の<br>種類 | 管理番号<br>※機器1台<br>ごとに | 機器廃棄<br>までの期間<br>(使用期間・年) |                         | 冷媒の種類 | 冷媒番号 | ①回収時刻 |      |                | ①第一種特定製品の所在<br>(回収場所) |    |             | ①回収・廃棄等実施者<br>②処理・処理先<br>A. 第一種フロン製造再生業者<br>B. 第一種フロン製造廃棄業者<br>C. 省令49条業者<br>③自ら再生充填 |       |    | ①第一種フロン類引渡受託者 |    | ①回収量(kg) | ②処理量(kg) | ③自ら再生充填量<br>(kg) | ①～③<br>保管量(kg) | ①出荷時充填量 <sup>*2</sup> (kg) |      | ①設置時追加充填量(kg) |      | 充填量合計(kg) |       |
|-----|-----|---------------------------|--------------------|----------------------|---------------------------|-------------------------|-------|------|-------|------|----------------|-----------------------|----|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------|-------|----|---------------|----|----------|----------|------------------|----------------|----------------------------|------|---------------|------|-----------|-------|
|     |     |                           |                    |                      | 解体時                       | 解体時<br>以外 <sup>*1</sup> |       |      | 開始時刻  | 終了時刻 | 作業時間<br>(自動計測) | 建物名                   | 住所 | 通電環境<br>の有無 | 区分                                                                                   | 氏名・名称 | 住所 | 氏名・名称         | 住所 |          |          |                  |                |                            | 確認方法 |               | 確認方法 |           |       |
|     |     |                           |                    |                      |                           |                         |       |      |       |      | 0:00           |                       |    |             |                                                                                      |       |    |               |    |          |          |                  |                |                            |      |               |      |           | 0.000 |
|     |     |                           |                    |                      |                           |                         |       |      |       |      | 0:00           |                       |    |             |                                                                                      |       |    |               |    |          |          |                  |                |                            |      |               |      |           | 0.000 |
|     |     |                           |                    |                      |                           |                         |       |      |       |      | 0:00           |                       |    |             |                                                                                      |       |    |               |    |          |          |                  |                |                            |      |               |      |           | 0.000 |
|     |     |                           |                    |                      |                           |                         |       |      |       |      | 0:00           |                       |    |             |                                                                                      |       |    |               |    |          |          |                  |                |                            |      |               |      |           | 0.000 |
|     |     |                           |                    |                      |                           |                         |       |      |       |      | 0:00           |                       |    |             |                                                                                      |       |    |               |    |          |          |                  |                |                            |      |               |      |           | 0.000 |
|     |     |                           |                    |                      |                           |                         |       |      |       |      | 0:00           |                       |    |             |                                                                                      |       |    |               |    |          |          |                  |                |                            |      |               |      |           | 0.000 |
|     |     |                           |                    |                      |                           |                         |       |      |       |      | 0:00           |                       |    |             |                                                                                      |       |    |               |    |          |          |                  |                |                            |      |               |      |           | 0.000 |
|     |     |                           |                    |                      |                           |                         |       |      |       |      | 0:00           |                       |    |             |                                                                                      |       |    |               |    |          |          |                  |                |                            |      |               |      |           | 0.000 |
|     |     |                           |                    |                      |                           |                         |       |      |       |      | 0:00           |                       |    |             |                                                                                      |       |    |               |    |          |          |                  |                |                            |      |               |      |           | 0.000 |
|     |     |                           |                    |                      |                           |                         |       |      |       |      | 0:00           |                       |    |             |                                                                                      |       |    |               |    |          |          |                  |                |                            |      |               |      |           | 0.000 |
|     |     |                           |                    |                      |                           |                         |       |      |       |      | 0:00           |                       |    |             |                                                                                      |       |    |               |    |          |          |                  |                |                            |      |               |      |           | 0.000 |
|     |     |                           |                    |                      |                           |                         |       |      |       |      | 0:00           |                       |    |             |                                                                                      |       |    |               |    |          |          |                  |                |                            |      |               |      |           | 0.000 |
|     |     |                           |                    |                      |                           |                         |       |      |       |      | 0:00           |                       |    |             |                                                                                      |       |    |               |    |          |          |                  |                |                            |      |               |      |           | 0.000 |
|     |     |                           |                    |                      |                           |                         |       |      |       |      | 0:00           |                       |    |             |                                                                                      |       |    |               |    |          |          |                  |                |                            |      |               |      |           | 0.000 |
|     |     |                           |                    |                      |                           |                         |       |      |       |      | 0:00           |                       |    |             |                                                                                      |       |    |               |    |          |          |                  |                |                            |      |               |      |           | 0.000 |
|     |     |                           |                    |                      |                           |                         |       |      |       |      | 0:00           |                       |    |             |                                                                                      |       |    |               |    |          |          |                  |                |                            |      |               |      |           | 0.000 |
|     |     |                           |                    |                      |                           |                         |       |      |       |      | 0:00           |                       |    |             |                                                                                      |       |    |               |    |          |          |                  |                |                            |      |               |      |           | 0.000 |
|     |     |                           |                    |                      |                           |                         |       |      |       |      | 0:00           |                       |    |             |                                                                                      |       |    |               |    |          |          |                  |                |                            |      |               |      |           | 0.000 |
|     |     |                           |                    |                      |                           |                         |       |      |       |      | 0:00           |                       |    |             |                                                                                      |       |    |               |    |          |          |                  |                |                            |      |               |      |           | 0.000 |
|     |     |                           |                    |                      |                           |                         |       |      |       |      | 0:00           |                       |    |             |                                                                                      |       |    |               |    |          |          |                  |                |                            |      |               |      |           | 0.000 |
|     |     |                           |                    |                      |                           |                         |       |      |       |      | 0:00           |                       |    |             |                                                                                      |       |    |               |    |          |          |                  |                |                            |      |               |      |           | 0.000 |
|     |     |                           |                    |                      |                           |                         |       |      |       |      | 0:00           |                       |    |             |                                                                                      |       |    |               |    |          |          |                  |                |                            |      |               |      |           | 0.000 |
|     |     |                           |                    |                      |                           |                         |       |      |       |      | 0:00           |                       |    |             |                                                                                      |       |    |               |    |          |          |                  |                |                            |      |               |      |           | 0.000 |
|     |     |                           |                    |                      |                           |                         |       |      |       |      | 0:00           |                       |    |             |                                                                                      |       |    |               |    |          |          |                  |                |                            |      |               |      |           | 0.000 |
|     |     |                           |                    |                      |                           |                         |       |      |       |      | 0:00           |                       |    |             |                                                                                      |       |    |               |    |          |          |                  |                |                            |      |               |      |           | 0.000 |
|     |     |                           |                    |                      |                           |                         |       |      |       |      | 0:00           |                       |    |             |                                                                                      |       |    |               |    |          |          |                  |                |                            |      |               |      |           | 0.000 |
|     |     |                           |                    |                      |                           |                         |       |      |       |      | 0:00           |                       |    |             |                                                                                      |       |    |               |    |          |          |                  |                |                            |      |               |      |           | 0.000 |
|     |     |                           |                    |                      |                           |                         |       |      |       |      | 0:00           |                       |    |             |                                                                                      |       |    |               |    |          |          |                  |                |                            |      |               |      |           | 0.000 |
|     |     |                           |                    |                      |                           |                         |       |      |       |      | 0:00           |                       |    |             |                                                                                      |       |    |               |    |          |          |                  |                |                            |      |               |      |           | 0.000 |
|     |     |                           |                    |                      |                           |                         |       |      |       |      | 0:00           |                       |    |             |                                                                                      |       |    |               |    |          |          |                  |                |                            |      |               |      |           | 0.000 |
|     |     |                           |                    |                      |                           |                         |       |      |       |      | 0:00           |                       |    |             |                                                                                      |       |    |               |    |          |          |                  |                |                            |      |               |      |           | 0.000 |
|     |     |                           |                    |                      |                           |                         |       |      |       |      | 0:00           |                       |    |             |                                                                                      |       |    |               |    |          |          |                  |                |                            |      |               |      |           | 0.000 |
|     |     |                           |                    |                      |                           |                         |       |      |       |      | 0:00           |                       |    |             |                                                                                      |       |    |               |    |          |          |                  |                |                            |      |               |      |           | 0.000 |
|     |     |                           |                    |                      |                           |                         |       |      |       |      | 0:00           |                       |    |             |                                                                                      |       |    |               |    |          |          |                  |                |                            |      |               |      |           | 0.000 |
|     |     |                           |                    |                      |                           |                         |       |      |       |      | 0:00           |                       |    |             |                                                                                      |       |    |               |    |          |          |                  |                |                            |      |               |      |           | 0.000 |
|     |     |                           |                    |                      |                           |                         |       |      |       |      | 0:00           |                       |    |             |                                                                                      |       |    |               |    |          |          |                  |                |                            |      |               |      |           | 0.000 |
|     |     |                           |                    |                      |                           |                         |       |      |       |      | 0:00           |                       |    |             |                                                                                      |       |    |               |    |          |          |                  |                |                            |      |               |      |           | 0.000 |
|     |     |                           |                    |                      |                           |                         |       |      |       |      | 0:00           |                       |    |             |                                                                                      |       |    |               |    |          |          |                  |                |                            |      |               |      |           | 0.000 |
|     |     |                           |                    |                      |                           |                         |       |      |       |      | 0:00           |                       |    |             |                                                                                      |       |    |               |    |          |          |                  |                |                            |      |               |      |           | 0.000 |
|     |     |                           |                    |                      |                           |                         |       |      |       |      | 0:00           |                       |    |             |                                                                                      |       |    |               |    |          |          |                  |                |                            |      |               |      |           | 0.000 |
|     |     |                           |                    |                      |                           |                         |       |      |       |      | 0:00           |                       |    |             |                                                                                      |       |    |               |    |          |          |                  |                |                            |      |               |      |           | 0.000 |
|     |     |                           |                    |                      |                           |                         |       |      |       |      | 0:00           |                       |    |             |                                                                                      |       |    |               |    |          |          |                  |                |                            |      |               |      |           | 0.000 |
|     |     |                           |                    |                      |                           |                         |       |      |       |      | 0:00           |                       |    |             |                                                                                      |       |    |               |    |          |          |                  |                |                            |      |               |      |           | 0.000 |
|     |     |                           |                    |                      |                           |                         |       |      |       |      | 0:00           |                       |    |             |                                                                                      |       |    |               |    |          |          |                  |                |                            |      |               |      |           | 0.000 |
|     |     |                           |                    |                      |                           |                         |       |      |       |      | 0:00           |                       |    |             |                                                                                      |       |    |               |    |          |          |                  |                |                            |      |               |      |           | 0.000 |
|     |     |                           |                    |                      |                           |                         |       |      |       |      | 0:00           |                       |    |             |                                                                                      |       |    |               |    |          |          |                  |                |                            |      |               |      |           | 0.000 |
|     |     |                           |                    |                      |                           |                         |       |      |       |      | 0:00           |                       |    |             |                                                                                      |       |    |               |    |          |          |                  |                |                            |      |               |      |           | 0.000 |
|     |     |                           |                    |                      |                           |                         |       |      |       |      | 0:00           |                       |    |             |                                                                                      |       |    |               |    |          |          |                  |                |                            |      |               |      |           | 0.000 |
|     |     |                           |                    |                      |                           |                         |       |      |       |      | 0:00           |                       |    |             |                                                                                      |       |    |               |    |          |          |                  |                |                            |      |               |      |           | 0.000 |
|     |     |                           |                    |                      |                           |                         |       |      |       |      | 0:00           |                       |    |             |                                                                                      |       |    |               |    |          |          |                  |                |                            |      |               |      |           | 0.000 |
|     |     |                           |                    |                      |                           |                         |       |      |       |      | 0:00           |                       |    |             |                                                                                      |       |    |               |    |          |          |                  |                |                            |      |               |      |           | 0.000 |
|     |     |                           |                    |                      |                           |                         |       |      |       |      | 0:00           |                       |    |             |                                                                                      |       |    |               |    |          |          |                  |                |                            |      |               |      |           | 0.000 |
|     |     |                           |                    |                      |                           |                         |       |      |       |      | 0:00           |                       |    |             |                                                                                      |       |    |               |    |          |          |                  |                |                            |      |               |      |           | 0.000 |
|     |     |                           |                    |                      |                           |                         |       |      |       |      | 0:00           |                       |    |             |                                                                                      |       |    |               |    |          |          |                  |                |                            |      |               |      |           | 0.000 |
|     |     |                           |                    |                      |                           |                         |       |      |       |      | 0:00           |                       |    |             |                                                                                      |       |    |               |    |          |          |                  |                |                            |      |               |      |           | 0.000 |
|     |     |                           |                    |                      |                           |                         |       |      |       |      | 0:00           |                       |    |             |                                                                                      |       |    |               |    |          |          |                  |                |                            |      |               |      |           | 0.000 |
|     |     |                           |                    |                      |                           |                         |       |      |       |      | 0:00           |                       |    |             |                                                                                      |       |    |               |    |          |          |                  |                |                            |      |               |      |           | 0.000 |
|     |     |                           |                    |                      |                           |                         |       |      |       |      | 0:00           |                       |    |             |                                                                                      |       |    |               |    |          |          |                  |                |                            |      |               |      |           | 0.000 |
|     |     |                           |                    |                      |                           |                         |       |      |       |      | 0:00           |                       |    |             |                                                                                      |       |    |               |    |          |          |                  |                |                            |      |               |      |           | 0.000 |
|     |     |                           |                    |                      |                           |                         |       |      |       |      | 0:00           |                       |    |             |                                                                                      |       |    |               |    |          |          |                  |                |                            |      |               |      |           | 0.000 |
|     |     |                           |                    |                      |                           |                         |       |      |       |      | 0:00           |                       |    |             |                                                                                      |       |    |               |    |          |          |                  |                |                            |      |               |      |           | 0.000 |
|     |     |                           |                    |                      |                           |                         |       |      |       |      | 0:00           |                       |    |             |                                                                                      |       |    |               |    |          |          |                  |                |                            |      |               |      |           | 0.000 |
|     |     |                           |                    |                      |                           |                         |       |      |       |      | 0:00           |                       |    |             |                                                                                      |       |    |               |    |          |          |                  |                |                            |      |               |      |           | 0.000 |
|     |     |                           |                    |                      |                           |                         |       |      |       |      | 0:00           |                       |    |             |                                                                                      |       |    |               |    |          |          |                  |                |                            |      |               |      |           | 0.000 |
|     |     |                           |                    |                      |                           |                         |       |      |       |      | 0:00           |                       |    |             |                                                                                      |       |    |               |    |          |          |                  |                |                            |      |               |      |           | 0.000 |
|     |     |                           |                    |                      |                           |                         |       |      |       |      | 0:00           |                       |    |             |                                                                                      |       |    |               |    |          |          |                  |                |                            |      |               |      |           | 0.000 |
|     |     |                           |                    |                      |                           |                         |       |      |       |      | 0:00           |                       |    |             |                                                                                      |       |    |               |    |          |          |                  |                |                            |      |               |      |           | 0.000 |
|     |     |                           |                    |                      |                           |                         |       |      |       |      | 0:00           |                       |    |             |                                                                                      |       |    |               |    |          |          |                  |                |                            |      |               |      |           | 0.000 |
|     |     |                           |                    |                      |                           |                         |       |      |       |      | 0:00           |                       |    |             |                                                                                      |       |    |               |    |          |          |                  |                |                            |      |               |      |           | 0.000 |
|     |     |                           |                    |                      |                           |                         |       |      |       |      | 0:00           |                       |    |             |                                                                                      |       |    |               |    |          |          |                  |                |                            |      |               |      |           |       |

充填量及び回収量に関する記録表

[ 整備時 ]

樣式1-2

※黒字は法定記載事項

| No. | 年月日 | ①充填<br>②回収<br>③保冷<br>④自ら再<br>生 充填 | 設置時／<br>設置時以<br>外 | 第一種特<br>定製品の<br>種類 | 管理番号<br>※保護1台<br>ごとに | 冷媒の<br>種類 | 冷凍番号 | ①回収時刻<br>②充填時刻 |      |               | ①②第一種特定製品の所在<br>(充填・回収場所) |    |    | ①～④<br>第一種特定製品の<br>整備者 |    | ①充填量(kg) | ②回収量(kg) | ③処理量(kg) | ④自ら再生充填量<br>(kg) | ①～④<br>保管量(kg) | 出荷時充填量 <sup>*2</sup> |    | 設置時追加充填量 |       | 充填量合計(kg) |
|-----|-----|-----------------------------------|-------------------|--------------------|----------------------|-----------|------|----------------|------|---------------|---------------------------|----|----|------------------------|----|----------|----------|----------|------------------|----------------|----------------------|----|----------|-------|-----------|
|     |     |                                   |                   |                    |                      |           |      | 開始時刻           | 終了時刻 | 作業時間<br>(分組計) | 建物名                       | 住所 | 区分 | 氏名・名称                  | 住所 |          |          |          |                  |                | 氏名・名称                | 住所 | 確認方法     | 確認方法  |           |
|     |     |                                   |                   |                    |                      |           |      |                |      |               |                           |    |    |                        |    |          |          |          |                  |                |                      |    |          | 0.000 |           |
|     |     |                                   |                   |                    |                      |           |      |                |      |               |                           |    |    |                        |    |          |          |          |                  |                |                      |    |          | 0.000 |           |
|     |     |                                   |                   |                    |                      |           |      |                |      |               |                           |    |    |                        |    |          |          |          |                  |                |                      |    |          | 0.000 |           |
|     |     |                                   |                   |                    |                      |           |      |                |      |               |                           |    |    |                        |    |          |          |          |                  |                |                      |    |          | 0.000 |           |
|     |     |                                   |                   |                    |                      |           |      |                |      |               |                           |    |    |                        |    |          |          |          |                  |                |                      |    |          | 0.000 |           |
|     |     |                                   |                   |                    |                      |           |      |                |      |               |                           |    |    |                        |    |          |          |          |                  |                |                      |    |          | 0.000 |           |
|     |     |                                   |                   |                    |                      |           |      |                |      |               |                           |    |    |                        |    |          |          |          |                  |                |                      |    |          | 0.000 |           |
|     |     |                                   |                   |                    |                      |           |      |                |      |               |                           |    |    |                        |    |          |          |          |                  |                |                      |    |          | 0.000 |           |
|     |     |                                   |                   |                    |                      |           |      |                |      |               |                           |    |    |                        |    |          |          |          |                  |                |                      |    |          | 0.000 |           |
|     |     |                                   |                   |                    |                      |           |      |                |      |               |                           |    |    |                        |    |          |          |          |                  |                |                      |    |          | 0.000 |           |
|     |     |                                   |                   |                    |                      |           |      |                |      |               |                           |    |    |                        |    |          |          |          |                  |                |                      |    |          | 0.000 |           |
|     |     |                                   |                   |                    |                      |           |      |                |      |               |                           |    |    |                        |    |          |          |          |                  |                |                      |    |          | 0.000 |           |
|     |     |                                   |                   |                    |                      |           |      |                |      |               |                           |    |    |                        |    |          |          |          |                  |                |                      |    |          | 0.000 |           |
|     |     |                                   |                   |                    |                      |           |      |                |      |               |                           |    |    |                        |    |          |          |          |                  |                |                      |    |          | 0.000 |           |
|     |     |                                   |                   |                    |                      |           |      |                |      |               |                           |    |    |                        |    |          |          |          |                  |                |                      |    |          | 0.000 |           |
|     |     |                                   |                   |                    |                      |           |      |                |      |               |                           |    |    |                        |    |          |          |          |                  |                |                      |    |          | 0.000 |           |
|     |     |                                   |                   |                    |                      |           |      |                |      |               |                           |    |    |                        |    |          |          |          |                  |                |                      |    |          | 0.000 |           |
|     |     |                                   |                   |                    |                      |           |      |                |      |               |                           |    |    |                        |    |          |          |          |                  |                |                      |    |          | 0.000 |           |
|     |     |                                   |                   |                    |                      |           |      |                |      |               |                           |    |    |                        |    |          |          |          |                  |                |                      |    |          | 0.000 |           |
|     |     |                                   |                   |                    |                      |           |      |                |      |               |                           |    |    |                        |    |          |          |          |                  |                |                      |    |          | 0.000 |           |
|     |     |                                   |                   |                    |                      |           |      |                |      |               |                           |    |    |                        |    |          |          |          |                  |                |                      |    |          | 0.000 |           |
|     |     |                                   |                   |                    |                      |           |      |                |      |               |                           |    |    |                        |    |          |          |          |                  |                |                      |    |          | 0.000 |           |
|     |     |                                   |                   |                    |                      |           |      |                |      |               |                           |    |    |                        |    |          |          |          |                  |                |                      |    |          | 0.000 |           |
|     |     |                                   |                   |                    |                      |           |      |                |      |               |                           |    |    |                        |    |          |          |          |                  |                |                      |    |          | 0.000 |           |
|     |     |                                   |                   |                    |                      |           |      |                |      |               |                           |    |    |                        |    |          |          |          |                  |                |                      |    |          | 0.000 |           |
|     |     |                                   |                   |                    |                      |           |      |                |      |               |                           |    |    |                        |    |          |          |          |                  |                |                      |    |          | 0.000 |           |
|     |     |                                   |                   |                    |                      |           |      |                |      |               |                           |    |    |                        |    |          |          |          |                  |                |                      |    |          | 0.000 |           |
|     |     |                                   |                   |                    |                      |           |      |                |      |               |                           |    |    |                        |    |          |          |          |                  |                |                      |    |          | 0.000 |           |
|     |     |                                   |                   |                    |                      |           |      |                |      |               |                           |    |    |                        |    |          |          |          |                  |                |                      |    |          | 0.000 |           |
|     |     |                                   |                   |                    |                      |           |      |                |      |               |                           |    |    |                        |    |          |          |          |                  |                |                      |    |          | 0.000 |           |
|     |     |                                   |                   |                    |                      |           |      |                |      |               |                           |    |    |                        |    |          |          |          |                  |                |                      |    |          | 0.000 |           |
|     |     |                                   |                   |                    |                      |           |      |                |      |               |                           |    |    |                        |    |          |          |          |                  |                |                      |    |          | 0.000 |           |
|     |     |                                   |                   |                    |                      |           |      |                |      |               |                           |    |    |                        |    |          |          |          |                  |                |                      |    |          | 0.000 |           |
|     |     |                                   |                   |                    |                      |           |      |                |      |               |                           |    |    |                        |    |          |          |          |                  |                |                      |    |          | 0.000 |           |
|     |     |                                   |                   |                    |                      |           |      |                |      |               |                           |    |    |                        |    |          |          |          |                  |                |                      |    |          | 0.000 |           |
|     |     |                                   |                   |                    |                      |           |      |                |      |               |                           |    |    |                        |    |          |          |          |                  |                |                      |    |          | 0.000 |           |
|     |     |                                   |                   |                    |                      |           |      |                |      |               |                           |    |    |                        |    |          |          |          |                  |                |                      |    |          | 0.000 |           |
|     |     |                                   |                   |                    |                      |           |      |                |      |               |                           |    |    |                        |    |          |          |          |                  |                |                      |    |          | 0.000 |           |
|     |     |                                   |                   |                    |                      |           |      |                |      |               |                           |    |    |                        |    |          |          |          |                  |                |                      |    |          | 0.000 |           |
|     |     |                                   |                   |                    |                      |           |      |                |      |               |                           |    |    |                        |    |          |          |          |                  |                |                      |    |          | 0.000 |           |
|     |     |                                   |                   |                    |                      |           |      |                |      |               |                           |    |    |                        |    |          |          |          |                  |                |                      |    |          | 0.000 |           |
|     |     |                                   |                   |                    |                      |           |      |                |      |               |                           |    |    |                        |    |          |          |          |                  |                |                      |    |          | 0.000 |           |
|     |     |                                   |                   |                    |                      |           |      |                |      |               |                           |    |    |                        |    |          |          |          |                  |                |                      |    |          | 0.000 |           |
|     |     |                                   |                   |                    |                      |           |      |                |      |               |                           |    |    |                        |    |          |          |          |                  |                |                      |    |          | 0.000 |           |
|     |     |                                   |                   |                    |                      |           |      |                |      |               |                           |    |    |                        |    |          |          |          |                  |                |                      |    |          | 0.000 |           |
|     |     |                                   |                   |                    |                      |           |      |                |      |               |                           |    |    |                        |    |          |          |          |                  |                |                      |    |          | 0.000 |           |
|     |     |                                   |                   |                    |                      |           |      |                |      |               |                           |    |    |                        |    |          |          |          |                  |                |                      |    |          | 0.000 |           |
|     |     |                                   |                   |                    |                      |           |      |                |      |               |                           |    |    |                        |    |          |          |          |                  |                |                      |    |          |       |           |

\*1 フロン排出抑制法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量

\*2 出荷時充填量には、プレチャージ量(輸入製品に冷媒として充填されたフロン類の量)を含む。

## 審査票

## (留意事項)

- ・ 審査の際に記載内容を証明する書類の提出を求めています。
- ・ 「法人事業者等」とは、法人事業者及び従業員がいる個人事業者をいいます。
- ・ 「フロン排出抑制法」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）をいいます。
- ・ 「実施要綱」とは、東京都第一種フロン類充填回収業者技術力認定制度実施要綱をいいます。

## 1 「対象事業者」関連

## (1) 納税等に関すること（実施要綱第2条第3号）

- 審査対象期間において、充填回収業等の実施に関連する税、社会保険料及び労働保険料（都内の事務所・事業所について納付義務があるものに限る。）について滞納していませんか。

ア 滞納していない。

イ 滞納している。

## (2) 不利益処分に関すること（実施要綱第2条第4号）

- 審査対象期間の初日以降、フロン排出抑制法に基づく不利益処分を受けていませんか。

ア 受けていない。

イ 受けている。

## (3) 反社会的勢力に関すること（実施要綱第2条第5号）

- 暴力団等に該当しませんか。

ア 該当しない。

イ 該当する。

## 2 「ベーシック項目」関連

## (1) 審査項目 B2・B3（フロン類の回収・運搬に関する基準（フロン排出抑制法 § 39③、§ 44②、§ 46②））

- フロン類の回収・運搬に関する基準を遵守していますか。

ア 遵守している。

イ 遵守していない。

**(2) 審査項目 B4 (各種証明書の保存 (フロン排出抑制法 § 41、§ 45①②、§ 59②、§ 70②))**

- 確認証明書 (写)、引取証明書 (写)、再生証明書 (写)、破壊証明書 (写) を保存していますか。

ア 証明書を交付・回付した日から 5 年以上保存している。

イ 証明書を交付・回付した日から 3 年間保存している。

ウ 保存していない (証明書を交付・回付した日から 3 年未満の保存を含む。)

**(3) 審査項目 B5 (フロン排出抑制法全般の遵守)**

- 上記 (1) のほか、フロン排出抑制法を全般的に遵守していますか。

ア 遵守している。

イ 遵守していない。

**3 「チャレンジ項目」関連****(1) 審査項目 C9 (作業員の安全確保に係る方針)**

- 作業員が夏季に回収作業を行う際の暑さ対策の方策など、作業員の作業時の安全確保方針を策定していますか。策定している場合、参考とした資料名を記載してください。

ア 策定している。

(参考とした資料： )

イ 策定していない。

**(2) 審査項目 C10 (フロン類回収に関する研修参加の促進)**

- フロン類回収に関する研修への計画的な参加を促進する仕組みとして、下表のとおり事業者区分に応じた対応をしていますか。

| 事業者区分        | 対応                                                                   |
|--------------|----------------------------------------------------------------------|
| 法人事業者等       | 従業員が有給で研修に参加し、又は従業員の研修費用を事業者が負担するなど、従業員の研修参加を後押しする制度 (社内規程等で規定) がある。 |
| 従業員のいない個人事業者 | 自らの社外研修等への参加に関する中長期的な計画を策定している。                                      |

ア 上記の対応をしている。

イ 上記の対応をしていない。

**(3) 審査項目 C11 (フロン類回収に関する資格取得の促進)**

- フロン類回収に関する資格取得を促進する仕組みとして、下表のとおり事業者区分に応じた対応をしていますか。

| 事業者区分        | 対応                                                                     |
|--------------|------------------------------------------------------------------------|
| 法人事業者等       | 資格取得に係る試験、講習時の休暇制度を設け、又は受検費用を事業者が負担するなど、資格取得者数の増加を促進する制度（社内規程等で規定）がある。 |
| 従業員のいない個人事業者 | 上位資格等の取得に向けた中長期的な計画を策定している。                                            |

ア 上記の対応をしている。

イ 上記の対応をしていない。

**(4) 審査項目 C12 (人材戦略の立案)**

- 経営課題を解決するため、下表のとおり事業者区分に応じた対応をしていますか。

| 事業者区分        | 対応                                                                                |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 法人事業者等       | 中長期的な視点でフロン回収人材の確保に向けた課題を把握し、その対策を立案している（フロン回収人材の今後の確保見込み、確保時期・方法、国制度の活用時期・内容など）。 |
| 従業員のいない個人事業者 | 中長期的な視点で自らが有するフロン回収技術の確保に向けた課題を把握し、その対策を立案している（確保時期・方法・内容など）。                     |

ア 上記の対応をしている。

イ 上記の対応をしていない。

**(5) 審査項目 C15 (フロン対策講習会の内容確認)**

- 東京都及び一般社団法人東京都冷凍空調設備協会が主催する「フロン対策講習会」の内容を確認していますか。

ア 講習会に参加し、確認している。（          年度開催の講習会）

イ ホームページ上の動画を視聴し、確認している。（          年度開催の講習会の動画）

ウ 確認していない。

**(6) 審査項目 D3 (関係者への助言・情報提供)**

- フロン類の大気中への排出抑制に必要な助言や情報提供について、以下のうち実施しているものに○印を付してください。(複数回答可)

- ア 廃棄等実施者等の関係者に対する、回収時における作業内容や作業目的の説明及び適正な廃棄を促すための助言や情報提供
- イ 機器管理者（特に恒常的に大量のフロン類を排出している者）に対する、回収率データを活用した排出抑制の取組等の促進
- ウ 元請業者に対する、建築物の解体工事に伴うフロン類回収作業における事前確認・説明
- エ 他の充填回収業者に対する、効率的な回収方法等に関する情報提供
- オ 旧式機器の管理者に対する、機器更新等や適切な点検・保守に関する助言
- カ その他（ ）

**(7) 審査項目 D4 (フロン対策の社会的な意義・必要性)**

- フロン類が地球温暖化に与える影響、機器廃棄時におけるフロン類回収率の現状等を理解していますか。理解している場合、参考とした資料名を記載してください。

- ア 理解している。  
(参考とした資料： )
- イ 理解していない。

**(8) 審査項目 D5 (フロン排出抑制に関する周知)**

- インターネットやパンフレット等を活用したフロン類の大気中への排出抑制に必要な周知について、以下のうち実施しているものに○印を付してください。(複数回答可)

- ア フロン排出抑制法に基づくフロン回収の必要性（インターネット活用）
- イ フロン排出抑制法に基づくフロン回収の必要性（パンフレット活用）
- ウ 家電リサイクル法に基づく家庭用エアコンのフロン回収の必要性（インターネット活用）
- エ 家電リサイクル法に基づく家庭用エアコンのフロン回収の必要性（パンフレット活用）
- オ その他（ ）

## 現状分析書及び改善計画書

## 1 回収作業の見直し

## (1)作業実態の把握

| 年度  |       |         |              |             |             |              |               |              |             |             |              |               |              |             |             |              |                            |                    |                 |            |                   |                |           |
|-----|-------|---------|--------------|-------------|-------------|--------------|---------------|--------------|-------------|-------------|--------------|---------------|--------------|-------------|-------------|--------------|----------------------------|--------------------|-----------------|------------|-------------------|----------------|-----------|
| 区分  | 冷媒の種類 | 通電環境の有無 | 冷媒回収台数・量     |             |             |              |               |              |             |             |              |               |              |             |             |              | 初期充填量<br>(出荷時充填量＋設置時追加充填量) |                    |                 | 回収率        |                   |                |           |
|     |       |         | エアコンディショナー   |             |             |              |               | 冷蔵・冷凍機器      |             |             |              |               | 合計           |             |             |              |                            | エアコンディショナー<br>(kg) | 冷蔵・冷凍機器<br>(kg) | 合計<br>(kg) | エアコンディショナー<br>(%) | 冷蔵・冷凍機器<br>(%) | 合計<br>(%) |
|     |       |         | 作業時間<br>(時間) | 回収台数<br>(台) | 回収量<br>(kg) | 1台あたり<br>回収量 | 1台あたり<br>作業時間 | 作業時間<br>(時間) | 回収台数<br>(台) | 回収量<br>(kg) | 1台あたり<br>回収量 | 1台あたり<br>作業時間 | 作業時間<br>(時間) | 回収台数<br>(台) | 回収量<br>(kg) | 1台あたり<br>回収量 | 1台あたり<br>作業時間              |                    |                 |            |                   |                |           |
| 廃棄時 | CFC   | 有       |              |             |             | #DIV/0!      | #DIV/0!       |              |             |             | #DIV/0!      | #DIV/0!       | 0            | 0           | 0.0         | #DIV/0!      | #DIV/0!                    |                    |                 | 0.0        | #DIV/0!           | #DIV/0!        | #DIV/0!   |
|     |       | 無       |              |             |             | #DIV/0!      | #DIV/0!       |              |             |             | #DIV/0!      | #DIV/0!       | 0            | 0           | 0.0         | #DIV/0!      | #DIV/0!                    |                    |                 | 0.0        | #DIV/0!           | #DIV/0!        | #DIV/0!   |
|     |       | 計       | 0.0          | 0.0         | 0.0         | #DIV/0!      | #DIV/0!       | 0.0          | 0.0         | 0.0         | #DIV/0!      | #DIV/0!       | 0            | 0           | 0.0         | #DIV/0!      | #DIV/0!                    | 0.0                | 0.0             | 0.0        | #DIV/0!           | #DIV/0!        | #DIV/0!   |
|     | HCFC  | 有       |              |             |             | #DIV/0!      | #DIV/0!       |              |             |             | #DIV/0!      | #DIV/0!       | 0            | 0           | 0.0         | #DIV/0!      | #DIV/0!                    |                    |                 | 0.0        | #DIV/0!           | #DIV/0!        | #DIV/0!   |
|     |       | 無       |              |             |             | #DIV/0!      | #DIV/0!       |              |             |             | #DIV/0!      | #DIV/0!       | 0            | 0           | 0.0         | #DIV/0!      | #DIV/0!                    |                    |                 | 0.0        | #DIV/0!           | #DIV/0!        | #DIV/0!   |
|     |       | 計       | 0.0          | 0.0         | 0.0         | #DIV/0!      | #DIV/0!       | 0.0          | 0.0         | 0.0         | #DIV/0!      | #DIV/0!       | 0            | 0           | 0.0         | #DIV/0!      | #DIV/0!                    | 0.0                | 0.0             | 0.0        | #DIV/0!           | #DIV/0!        | #DIV/0!   |
|     | HFC   | 有       |              |             |             | #DIV/0!      | #DIV/0!       |              |             |             | #DIV/0!      | #DIV/0!       | 0            | 0           | 0.0         | #DIV/0!      | #DIV/0!                    |                    |                 | 0.0        | #DIV/0!           | #DIV/0!        | #DIV/0!   |
|     |       | 無       |              |             |             | #DIV/0!      | #DIV/0!       |              |             |             | #DIV/0!      | #DIV/0!       | 0            | 0           | 0.0         | #DIV/0!      | #DIV/0!                    |                    |                 | 0.0        | #DIV/0!           | #DIV/0!        | #DIV/0!   |
|     |       | 計       | 0.0          | 0.0         | 0.0         | #DIV/0!      | #DIV/0!       | 0.0          | 0.0         | 0.0         | #DIV/0!      | #DIV/0!       | 0            | 0           | 0.0         | #DIV/0!      | #DIV/0!                    | 0.0                | 0.0             | 0.0        | #DIV/0!           | #DIV/0!        | #DIV/0!   |
| 整備時 | CFC   | 有       |              |             |             | #DIV/0!      | #DIV/0!       |              |             |             | #DIV/0!      | #DIV/0!       | 0            | 0           | 0.0         | #DIV/0!      | #DIV/0!                    |                    |                 | 0.0        | #DIV/0!           | #DIV/0!        | #DIV/0!   |
|     |       | 無       |              |             |             | #DIV/0!      | #DIV/0!       |              |             |             | #DIV/0!      | #DIV/0!       | 0            | 0           | 0.0         | #DIV/0!      | #DIV/0!                    |                    |                 | 0.0        | #DIV/0!           | #DIV/0!        | #DIV/0!   |
|     |       | 計       | 0.0          | 0.0         | 0.0         | #DIV/0!      | #DIV/0!       | 0.0          | 0.0         | 0.0         | #DIV/0!      | #DIV/0!       | 0            | 0           | 0.0         | #DIV/0!      | #DIV/0!                    | 0.0                | 0.0             | 0.0        | #DIV/0!           | #DIV/0!        | #DIV/0!   |
|     | HCFC  | 有       |              |             |             | #DIV/0!      | #DIV/0!       |              |             |             | #DIV/0!      | #DIV/0!       | 0            | 0           | 0.0         | #DIV/0!      | #DIV/0!                    |                    |                 | 0.0        | #DIV/0!           | #DIV/0!        | #DIV/0!   |
|     |       | 無       |              |             |             | #DIV/0!      | #DIV/0!       |              |             |             | #DIV/0!      | #DIV/0!       | 0            | 0           | 0.0         | #DIV/0!      | #DIV/0!                    |                    |                 | 0.0        | #DIV/0!           | #DIV/0!        | #DIV/0!   |
|     |       | 計       | 0.0          | 0.0         | 0.0         | #DIV/0!      | #DIV/0!       | 0.0          | 0.0         | 0.0         | #DIV/0!      | #DIV/0!       | 0            | 0           | 0.0         | #DIV/0!      | #DIV/0!                    | 0.0                | 0.0             | 0.0        | #DIV/0!           | #DIV/0!        | #DIV/0!   |
|     | HFC   | 有       |              |             |             | #DIV/0!      | #DIV/0!       |              |             |             | #DIV/0!      | #DIV/0!       | 0            | 0           | 0.0         | #DIV/0!      | #DIV/0!                    |                    |                 | 0.0        | #DIV/0!           | #DIV/0!        | #DIV/0!   |
|     |       | 無       |              |             |             | #DIV/0!      | #DIV/0!       |              |             |             | #DIV/0!      | #DIV/0!       | 0            | 0           | 0.0         | #DIV/0!      | #DIV/0!                    |                    |                 | 0.0        | #DIV/0!           | #DIV/0!        | #DIV/0!   |
|     |       | 計       | 0.0          | 0.0         | 0.0         | #DIV/0!      | #DIV/0!       | 0.0          | 0.0         | 0.0         | #DIV/0!      | #DIV/0!       | 0            | 0           | 0.0         | #DIV/0!      | #DIV/0!                    | 0.0                | 0.0             | 0.0        | #DIV/0!           | #DIV/0!        | #DIV/0!   |

## (2)現状分析、改善計画

| 項目<br>(○数字は、「審査項目・審査書類」項目C1・2の細項目内の丸数字に対応)    | 実態把握 | 分析 | 改善計画 |
|-----------------------------------------------|------|----|------|
| ②回収対象機器1台当たりの作業時間・回収量・回収率 <sup>※</sup> に関する事項 |      |    |      |
| ③作業内容の妥当性に関する事項                               |      |    |      |
| ④作業マニュアルの内容・活用に関する事項                          |      |    |      |
| ⑤保有するツールに関する事項                                |      |    |      |
| ⑥作業員の作業時の安全確保に関する事項                           |      |    |      |
| ⑦その他(従業員周知に関する事項など)                           |      |    |      |

※新規申請の場合は、回収率を除く。

## 2 従業員教育・人材確保

| 項目<br>(○数字は、「審査項目・審査書類」項目C13・14の細項目内の丸数字に対応) | 課題把握 | 分析 | 改善計画 |
|----------------------------------------------|------|----|------|
| ①従業員教育に関する事項※1                               |      |    |      |
| ②人材確保に関する事項※2                                |      |    |      |
| ③その他                                         |      |    |      |

※1 従業員のいない個人事業者の場合は、自らが有する技術力向上に関する事項を記載

※2 従業員がいない個人事業者の場合は、自らが有する技術の確保に関する事項を記載

## 3 社会貢献活動

| 項目<br>(○数字は、「審査項目・審査書類」項目D1・2の細項目内の丸数字に対応) | 現状把握 | 分析 | 改善計画 |
|--------------------------------------------|------|----|------|
| ①環境に配慮した活動推進に関する事項※3                       |      |    |      |
| ②関係者への助言、情報の発信に関する事項                       |      |    |      |

※3 ISO14001、エコアクション21、又はエコアクション21と相互認証されている認証制度の認証を受けている場合は、「現状把握」欄にその旨記載の上、認証を証する書類を添付してください(「分析」欄、「改善計画」欄への記載は不要)。

# 記入例

東京都第一種フロン類充填回収業者技術力認定制度申請書

「登録番号」及び「登録年月日」には、「第一種フロン類充填回収業者登録通知書」に記載された「登録番号」（1310 から始まる8桁の番号）及び「登録年月日」を記載してください。

令和8年度の申請では使用しませんので記入しないでください。

（フロン排出抑制法に基づく登録）

|       |           |
|-------|-----------|
| 登録番号  | 1310〇〇〇〇  |
| 登録年月日 | 平成14年〇月〇日 |

（本制度による認定）

|       |  |
|-------|--|
| 認定番号※ |  |
|-------|--|

※ 更新申請の場合に記載

令和8年〇月〇日

東京都知事 殿

（郵便番号） 〇〇〇-〇〇〇〇

住所 東京都新宿区〇〇町〇丁目〇番〇号

氏名 〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

法人の場合は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、個人の場合は住民票抄本の記載に従って記入してください。

東京都第一種フロン類充填回収業者技術力認定制度実施要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、以下の認定を受けたいので、必要な書類を添えて申請します。

- 1 要綱第7条の規定に基づく認定
- 2 要綱第8条の規定に基づく認定の更新
- 3 要綱第9条の規定に基づく認定区分の変更の認定

\* 該当する番号に○をつけてください。

令和8年度の申請は、「1」（新規申請）のみとなります。

情報の公表に係る意向を必ず記載してください（記載がない場合は、情報の公表に同意しないものとみなし、公表を差し控えます。）。

【要綱第12条の規定による認定者名等※の公表に関する同意】

※ 氏名又は名称、住所、連絡先、認定番号、認定区分、認定期間

- 1 すべての情報を公表することに同意します。
- 2 一部の情報を公表することに同意します。  
（公表する情報： ）
- 3 情報の公表に同意しません。

\* 該当する番号に○をつけてください。

〔担当者連絡先〕

|      |                  |         |               |
|------|------------------|---------|---------------|
| 郵便番号 | （〇〇〇-〇〇〇〇）       |         |               |
| 住所   | 東京都新宿区〇〇町〇丁目〇番〇号 |         |               |
| 部署名  | 〇〇部〇〇課〇〇係        | 担当者名    | 〇〇 〇〇         |
| 電話番号 | 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇     | メールアドレス | ***@***.co.jp |
| ※受付欄 |                  |         |               |

令和8年〇月〇日

東京都知事 殿

(郵便番号) 〇〇〇-〇〇〇〇  
住所 東京都新宿区〇〇町〇丁目〇番〇号  
氏名 〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇  
認定番号 〇〇〇〇〇〇〇〇

「東京都第一種フロン類充填回収業者技術力認定通知書」に記載されている「認定番号」を記入してください。

東京都第一種フロン類充填回収業者技術力認定制度変更届出書

以下の事項について変更したので、東京都第一種フロン類充填回収業者技術力認定制度実施要綱第13条の規定に基づき、関係書類を添えて届け出ます。

| 変更の内容 | 新           | 旧           |
|-------|-------------|-------------|
|       | 代表取締役 〇〇 〇〇 | 代表取締役 ×× ×× |
| 変更の理由 | 株主総会における決議  |             |

〔担当者連絡先〕

|      |                  |         |               |
|------|------------------|---------|---------------|
| 郵便番号 | (〇〇〇-〇〇〇〇)       |         |               |
| 住所   | 東京都新宿区〇〇町〇丁目〇番〇号 |         |               |
| 部署名  | 〇〇部〇〇課〇〇係        | 担当者名    | 〇〇 〇〇         |
| 電話番号 | 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇     | メールアドレス | ***@***.co.jp |
| ※受付欄 |                  |         |               |

令和8年〇月〇日

東京都知事 殿

法人の場合は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、個人の場合は住民票抄本の記載に従って記入してください。

(郵便番号) 〇〇〇-〇〇〇〇

住所 東京都新宿区〇〇町〇丁目〇番〇号

フリガナ 〇〇株式会社

氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

認定番号 〇〇〇〇〇〇〇〇

「東京都第一種フロン類充填回収業者技術力認定通知書」に記載されている「認定番号」を記入してください。

東京都第一種フロン類充填回収業者技術力認定制度廃業届出書

第一種フロン類充填回収業について廃業したので、東京都第一種フロン類充填回収業者技術力認定制度実施要綱第14条の規定に基づき届け出ます。

|       |                      |
|-------|----------------------|
| 廃業の理由 | 第一種フロン類充填回収業を廃止したため。 |
|-------|----------------------|

〔担当者連絡先〕

|      |              |         |                  |
|------|--------------|---------|------------------|
| 郵便番号 | (〇〇〇-〇〇〇〇)   | 住所      | 東京都新宿区〇〇町〇丁目〇番〇号 |
| 部署名  | 〇〇部〇〇課〇〇係    | 部署名     | 〇〇部〇〇課〇〇係        |
| 電話番号 | 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇 | メールアドレス | ***@***.co.jp    |
| ※受付欄 |              |         |                  |

令和8年〇月〇日

東京都知事 殿

（郵便番号）〇〇〇-〇〇〇〇

住所 東京都新宿区〇〇町〇丁目〇番〇号

フリガナ 〇〇株式会社

氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

認定番号 〇〇〇〇〇〇〇〇

法人の場合は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、個人の場合は住民票抄本の記載に従って記入してください。

「東京都第一種フロン類充填回収業者技術力認定通知書」に記載されている「認定番号」を記入してください。

東京都第一種フロン類充填回収業者技術力認定制度認定返納届出書

東京都第一種フロン類充填回収業者技術力認定制度に係る認定を返納することとしたので、東京都第一種フロン類充填回収業者技術力認定制度実施要綱第 15 条の規定に基づき届け出ます。

記

|      |                                       |
|------|---------------------------------------|
| 認定区分 | S ランク                                 |
| 認定期間 | 令和8年〇月〇日～令和 13 年〇月〇日                  |
| 返納理由 | 認定を受けたことで業務量が増加し、現行人員での対応が困難になってきたため。 |

〔担当者連絡先〕

|      |                  |         |               |
|------|------------------|---------|---------------|
| 郵便番号 | (〇〇〇-〇〇〇〇)       |         |               |
| 住所   | 東京都新宿区〇〇町〇丁目〇番〇号 |         |               |
| 部署名  | 〇〇部〇〇課〇〇係        | 担当者名    | 〇〇部〇〇課〇〇係     |
| 電話番号 | 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇     | メールアドレス | ***@***.co.jp |
| ※受付欄 |                  |         |               |

いずれかに必ず○印を付けてください。

別紙

## 提出書類等チェックリスト

1 業務形態 **法人** ・ 個人（従業員あり） ・ 個人（従業員なし）

提出する書類に✓印を付けてください。

## 2 提出書類

|    | 提出書類                                              | チェック |
|----|---------------------------------------------------|------|
| 必須 | 東京都第一種フロン類充填回収業者技術力認定制度申請書（別記様式第1号）               | ✓    |
|    | 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は住民票抄本                      | ✓    |
|    | レターパックプラス（レターパックライトは不可）                           | ✓    |
|    | 審査票（1「対象事業者」関連）                                   | ✓    |
|    | B1. フロン排出抑制法第47条第1項に定める事項に係る記録表                   | ✓    |
|    | B2～B5. 審査票（2「ベーシック項目」関連）                          | ✓    |
| 任意 | C1. 回収作業の見直しに係る実態把握・分析について記載したもの（現状分析書及び改善計画書）    | ✓    |
|    | C2. 回収作業の見直しに係る改善計画について記載したもの（現状分析書及び改善計画書）       | ✓    |
|    | C3. 回収作業の見直しに係る改善措置の内容を作業員に浸透させるための書類             | ✓    |
|    | C4. 回収作業マニュアル（手順書）                                | ✓    |
|    | C5. 回収作業マニュアル（手順書）に係るチェックリスト                      | ✓    |
|    | C6. 機器点検マニュアル（手順書）                                | ✓    |
|    | C7. 機器点検マニュアル（手順書）に係るチェックリスト                      | ✓    |
|    | C8. 回収効率向上のためのツールの保有を証明する書類                       | ✓    |
|    | C13. 従業員教育・人材確保に係る課題把握・分析について記載したもの（現状分析書及び改善計画書） | ✓    |
|    | C14. 従業員教育・人材確保に係る改善計画について記載したもの（現状分析書及び改善計画書）    | ✓    |
|    | D1. 社会貢献活動に係る現状把握・分析について記載したもの（現状分析書及び改善計画書）      | ✓    |
|    | D2. 社会貢献活動に係る改善計画について記載したもの（現状分析書及び改善計画書）         | ✓    |
|    | C9～C12、C15、D3～D5. 審査票（3「チャレンジ項目」関連）               | ✓    |

充填量及び回収量に関する記録表

| No. |  | 年月日       | ①回収<br>②処理<br>③自ら再生<br>充満 | 第一種特<br>定製品の<br>種類 | 管理番号<br>※機器1台<br>ごとに | 機器廃棄<br>までの期間<br>(使用期間・年) | 冷媒の種類             | 冷媒番号  | ①回収時刻 |       |                | ①第一種特定製品の所在<br>(回収場所) |           |             |    | ①回収・廃棄等実施者<br>②処理・処理先<br>A.第一種フロン類再生業者<br>B.第一種フロン類破壊業者<br>C.省令49条業者<br>③自ら再生充満 |           |          |           | ①第一種フロン類引渡受託者 |        | ①回収量(kg) | ②処理量(kg) | ③自ら再生充満<br>(kg) | ①～③<br>保管量(kg) | ①出荷時充満量*2(kg) | ①設置時追加充満量(kg) |        | 充満量合計(kg) |
|-----|--|-----------|---------------------------|--------------------|----------------------|---------------------------|-------------------|-------|-------|-------|----------------|-----------------------|-----------|-------------|----|---------------------------------------------------------------------------------|-----------|----------|-----------|---------------|--------|----------|----------|-----------------|----------------|---------------|---------------|--------|-----------|
|     |  |           |                           |                    |                      |                           |                   |       | 開始時刻  | 終了時刻  | 作業時間<br>(自前計算) | 建物名                   | 住所        | 通達受理<br>の有無 | 区分 | 氏名・名称                                                                           | 住所        | 氏名・名称    | 住所        |               |        |          |          | 確認方法            | 確認方法           |               |               |        |           |
| 1   |  | 2026/7/1  | ①回収                       | 22222222           | ●●●●                 | 5年                        | HFC               | RA10A | 10:30 | 14:20 | 3:50           | ●●ビル                  | 東京都●●区--- | 無           | ①  | ●●株式会社                                                                          | 東京都●●区--- | ●●建設株式会社 | 東京都●●区--- | 25.000        |        |          | 25.000   | 24.000          | 製品カタログ         | 12.000        | 室外機への記載       | 36.000 |           |
| 2   |  |           |                           |                    | ■ ■ ■ ■              | 8年                        | HFC               | RA10A |       |       | 0:00           |                       |           |             |    |                                                                                 |           |          |           |               |        |          |          |                 |                |               | 0.000         |        |           |
| 3   |  |           |                           |                    | ▲ ▲ ▲ ▲              | 6年                        | HFC               | RA10A |       |       | 0:00           |                       |           |             |    |                                                                                 |           |          |           |               |        |          |          |                 |                |               | 0.000         |        |           |
| 4   |  | 2026/8/1  | ①回収                       | 冷蔵・冷凍<br>機器        | ×××                  | 12年                       | HFC               | R32   | 14:00 | 15:20 | 1:20           | ××ビル                  | 東京都××区--- | 有           | ①  | 有限会社××                                                                          | 東京都××区--- | ××設備有限公司 | 東京都××区--- | 12.000        |        |          | 12.000   | 15.000          | 製品カタログ         | 8.000         | 漏えい点検整備記録簿    | 23.000 |           |
| 5   |  | 2026/9/1  | ①回収                       | 冷蔵・冷凍<br>機器        | △△△                  | 15年                       | 冷蔵なし<br>(電話応答者交付) |       |       |       | 0:00           | △△ビル                  | 東京都△△区--- |             |    |                                                                                 |           |          |           |               |        |          |          |                 |                |               | 0.000         |        |           |
| 6   |  | 2026/10/1 | ①回収                       | 22222222           | ★★★                  | 9年                        | HFC               | R32   | 13:00 | 14:30 | 1:30           | ★★ビル                  | 東京都★★区--- | 無           | ①  | ★★合同会社                                                                          | 東京都★★区--- |          |           | 7.000         |        |          | 7.000    | 9.000           | 製品カタログ         | 6.000         | 室外機への記載       | 15.000 |           |
| 7   |  | 2026/11/1 | ②処理                       |                    |                      |                           | HFC               | RA10A |       |       | 0:00           |                       |           |             | ②A | 〇〇株式会社                                                                          | 東京都〇〇区--- |          |           |               | 28.000 | ▲28.000  |          |                 |                |               | 0.000         |        |           |
| 8   |  | 2026/11/1 | ②処理                       |                    |                      |                           | HFC               | R32   |       |       | 0:00           |                       |           |             | ②B | 有限会社□□                                                                          | 東京都□□区--- |          |           |               | 12.000 | ▲12.000  |          |                 |                |               | 0.000         |        |           |
| 9   |  | 2026/12/1 | ②処理                       |                    |                      |                           | HFC               | RA10A |       |       | 0:00           |                       |           |             | ②C | ◆◆株式会社                                                                          | 東京都◆◆区--- |          |           |               | 3.000  | ▲3.000   |          |                 |                |               | 0.000         |        |           |
| 10  |  | 2026/12/1 | ③自ら再生<br>充満               |                    |                      |                           | HFC               | RA10A |       |       | 0:00           |                       |           |             | ③  |                                                                                 |           |          |           |               |        |          | 1.000    | ▲1.000          |                |               | 0.000         |        |           |
| 11  |  |           |                           |                    |                      |                           |                   |       |       |       | 0:00           |                       |           |             |    |                                                                                 |           |          |           |               |        |          |          |                 |                |               | 0.000         |        |           |
| 12  |  |           |                           |                    |                      |                           |                   |       |       |       | 0:00           |                       |           |             |    |                                                                                 |           |          |           |               |        |          |          |                 |                |               | 0.000         |        |           |
| 13  |  |           |                           |                    |                      |                           |                   |       |       |       | 0:00           |                       |           |             |    |                                                                                 |           |          |           |               |        |          |          |                 |                |               | 0.000         |        |           |
| 14  |  |           |                           |                    |                      |                           |                   |       |       |       | 0:00           |                       |           |             |    |                                                                                 |           |          |           |               |        |          |          |                 |                |               | 0.000         |        |           |
| 15  |  |           |                           |                    |                      |                           |                   |       |       |       | 0:00           |                       |           |             |    |                                                                                 |           |          |           |               |        |          |          |                 |                |               | 0.000         |        |           |
| 16  |  |           |                           |                    |                      |                           |                   |       |       |       | 0:00           |                       |           |             |    |                                                                                 |           |          |           |               |        |          |          |                 |                |               | 0.000         |        |           |
| 17  |  |           |                           |                    |                      |                           |                   |       |       |       | 0:00           |                       |           |             |    |                                                                                 |           |          |           |               |        |          |          |                 |                |               | 0.000         |        |           |
| 18  |  |           |                           |                    |                      |                           |                   |       |       |       | 0:00           |                       |           |             |    |                                                                                 |           |          |           |               |        |          |          |                 |                |               | 0.000         |        |           |
| 19  |  |           |                           |                    |                      |                           |                   |       |       |       | 0:00           |                       |           |             |    |                                                                                 |           |          |           |               |        |          |          |                 |                |               | 0.000         |        |           |
| 20  |  |           |                           |                    |                      |                           |                   |       |       |       | 0:00           |                       |           |             |    |                                                                                 |           |          |           |               |        |          |          |                 |                |               | 0.000         |        |           |
| 21  |  |           |                           |                    |                      |                           |                   |       |       |       | 0:00           |                       |           |             |    |                                                                                 |           |          |           |               |        |          |          |                 |                |               | 0.000         |        |           |
| 22  |  |           |                           |                    |                      |                           |                   |       |       |       | 0:00           |                       |           |             |    |                                                                                 |           |          |           |               |        |          |          |                 |                |               | 0.000         |        |           |
| 23  |  |           |                           |                    |                      |                           |                   |       |       |       | 0:00           |                       |           |             |    |                                                                                 |           |          |           |               |        |          |          |                 |                |               | 0.000         |        |           |
| 24  |  |           |                           |                    |                      |                           |                   |       |       |       | 0:00           |                       |           |             |    |                                                                                 |           |          |           |               |        |          |          |                 |                |               | 0.000         |        |           |
| 25  |  |           |                           |                    |                      |                           |                   |       |       |       | 0:00           |                       |           |             |    |                                                                                 |           |          |           |               |        |          |          |                 |                |               | 0.000         |        |           |
| 26  |  |           |                           |                    |                      |                           |                   |       |       |       | 0:00           |                       |           |             |    |                                                                                 |           |          |           |               |        |          |          |                 |                |               | 0.000         |        |           |
| 27  |  |           |                           |                    |                      |                           |                   |       |       |       | 0:00           |                       |           |             |    |                                                                                 |           |          |           |               |        |          |          |                 |                |               | 0.000         |        |           |
| 28  |  |           |                           |                    |                      |                           |                   |       |       |       | 0:00           |                       |           |             |    |                                                                                 |           |          |           |               |        |          |          |                 |                |               | 0.000         |        |           |
| 29  |  |           |                           |                    |                      |                           |                   |       |       |       | 0:00           |                       |           |             |    |                                                                                 |           |          |           |               |        |          |          |                 |                |               | 0.000         |        |           |
| 30  |  |           |                           |                    |                      |                           |                   |       |       |       | 0:00           |                       |           |             |    |                                                                                 |           |          |           |               |        |          |          |                 |                |               | 0.000         |        |           |
| 31  |  |           |                           |                    |                      |                           |                   |       |       |       | 0:00           |                       |           |             |    |                                                                                 |           |          |           |               |        |          |          |                 |                |               | 0.000         |        |           |
| 32  |  |           |                           |                    |                      |                           |                   |       |       |       | 0:00           |                       |           |             |    |                                                                                 |           |          |           |               |        |          |          |                 |                |               | 0.000         |        |           |
| 33  |  |           |                           |                    |                      |                           |                   |       |       |       | 0:00           |                       |           |             |    |                                                                                 |           |          |           |               |        |          |          |                 |                |               | 0.000         |        |           |
| 34  |  |           |                           |                    |                      |                           |                   |       |       |       | 0:00           |                       |           |             |    |                                                                                 |           |          |           |               |        |          |          |                 |                |               | 0.000         |        |           |
| 35  |  |           |                           |                    |                      |                           |                   |       |       |       | 0:00           |                       |           |             |    |                                                                                 |           |          |           |               |        |          |          |                 |                |               | 0.000         |        |           |
| 36  |  |           |                           |                    |                      |                           |                   |       |       |       | 0:00           |                       |           |             |    |                                                                                 |           |          |           |               |        |          |          |                 |                |               | 0.000         |        |           |
| 37  |  |           |                           |                    |                      |                           |                   |       |       |       | 0:00           |                       |           |             |    |                                                                                 |           |          |           |               |        |          |          |                 |                |               | 0.000         |        |           |
| 38  |  |           |                           |                    |                      |                           |                   |       |       |       | 0:00           |                       |           |             |    |                                                                                 |           |          |           |               |        |          |          |                 |                |               | 0.000         |        |           |
| 39  |  |           |                           |                    |                      |                           |                   |       |       |       | 0:00           |                       |           |             |    |                                                                                 |           |          |           |               |        |          |          |                 |                |               | 0.000         |        |           |
| 40  |  |           |                           |                    |                      |                           |                   |       |       |       | 0:00           |                       |           |             |    |                                                                                 |           |          |           |               |        |          |          |                 |                |               | 0.000         |        |           |
| 合計  |  | —         | —                         | —                  | —                    | —                         | —                 | —     | —     | —     | 6:40           | —                     | —         | —           | —  | —                                                                               | —         | —        | —         | 44.000        | 43.000 | 1.000    | 0.000    | 48.000          | —              | 26.000        | —             | 74.000 |           |

「廃棄時」と「営業時」とで分けて記載してください。

ブルダウメニューから選択してください。

回収機器1台ごとに記載してください。

ブルダウメニューから選択してください。

廃棄する機器のおおよその使用期間(年数)を記載してください。

ブルダウメニューから選択してください。

機器廃棄までの期間(使用期間・年)

冷媒の種類

冷媒番号

①回収時刻

①第一種特定製品の所在(回収場所)

①回収・廃棄等実施者  
②処理・処理先  
A.第一種フロン類再生業者  
B.第一種フロン類破壊業者  
C.省令49条業者  
③自ら再生充満

①第一種フロン類引渡受託者

①回収量(kg)

②処理量(kg)

③自ら再生充満(kg)

①～③保管量(kg)

①出荷時充満量\*2(kg)

①設置時追加充満量(kg)

充満量合計(kg)

※赤字は法定記載事項

（毎年度報告時に記載）  
①出荷時充満量・設置時充満量は、新規申請の場合は記載不要です。充満量は、製品カタログ、漏えい点検整備記録簿等を通じて、わかる範囲でおおよその量を把握し、記載してください。

一時に複数台回収した場合はカッコで括ってください。

「No.」は自ら管理しやすいように任意に割り当ててください。行が不足したら、挿入してください。

フロン排出抑制法第41条の規定により、フロン類が充満されていないことの確認を行った場合に選択してください。

回収の場合は①と記載された欄を、処理の場合は②と記載された欄を、自ら再生充満の場合は③と記載された欄を記載してください。

回収の場合は①、再生処理をした場合は②A、破壊処理をした場合は②B、省令49条業者に持ち込んだ場合は②C、自ら再生充満した場合は③を、ブルダウメニューから選択してください。

回収率

59.5%

\*1 機器更新に伴う廃棄など

\*2 出荷時充満量には、プレチャージ量(輸入製品に冷媒として充満されたフロン類の量)を含む。

回収率 59.5%



## 審査票

## (留意事項)

- ・ 審査の際に記載内容を証明する書類の提出を求めることがあります。
- ・ 「法人事業者等」とは、法人事業者及び従業員がいる個人事業者をいいます。
- ・ 「フロン排出抑制法」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）をいいます。
- ・ 「実施要綱」とは、東京都第一種フロン類充填回収業者技術力認定制度実施要綱をいいます。

## 1 「対象事業者」関連

## (1) 納税等に関すること（実施要綱第2条第3号）

- 審査対象期間において、充填回収業等の実施に関連する税、社会保険料及び労働保険料（都内の事務所・事業所について納付義務があるものに限る。）について滞納していませんか。

- ☒ ア 滞納していない。  
イ 滞納している。

## (2) 不利益処分に関すること（実施要綱第2条第4号）

- 審査対象期間の初日以降、フロン排出抑制法に基づく不利益処分を受けていませんか。

- ☒ ア 受けていない。  
イ 受けている。

## (3) 反社会的勢力に関すること（実施要綱第2条第5号）

- 暴力団等に該当しませんか。

- ☒ ア 該当しない。  
イ 該当する。

フロン排出抑制法の規定を十分に確認した上で、それぞれ○印を付けてください。

## 2 「ベーシック項目」関連

## (1) 審査項目 B2・B3（フロン類の回収・運搬に関する基準（フロン排出抑制法 § 39③、§ 44②、§ 46②））

- フロン類の回収・運搬に関する基準を遵守していますか。

- ☒ ア 遵守している。  
イ 遵守していない。

## (2) 審査項目 B4 (各種証明書の保存 (フロン排出抑制法 § 41、§ 45①②、§ 59②、§ 70②))

- 確認証明書 (写)、引取証明書 (写)、再生証明書 (写)、破壊証明書 (写) を保存していますか。

ア 証明書を交付・回付した日から 5 年以上保存している。

☒ イ 証明書を交付・回付した日から 3 年間保存している。

ウ 保存していない (証明書を交付・回付した日から 3 年未満の保存を含む。)

## (3) 審査項目 B5 (フロン排出抑制法全般の遵守)

- 上記 (1) のほか、フロン排出抑制法を全般的に遵守していますか。

☒ ア 遵守している。

イ 遵守していない。

## 3 「チャレンジ項目」関連

## (1) 審査項目 C9 (作業員の安全確保に係る方針)

- 作業員が夏季に回収作業を行う際の暑さ対策の方策など、作業員の作業時の安全確保方針を策定していますか。策定している場合、参考とした資料名を記載してください。

☒ ア 策定している。

策定した安全確保方針を提出していただいた場合は、加点することがあります。

(参考とした資料: 「フロン回収時における注意事項」(●●協会ホームページ) )

イ 策定していない。

## (2) 審査項目 C10 (フロン類回収に関する研修参加の促進)

- フロン類回収に関する研修への計画的な参加を促進する仕組みとして、下表のとおり事業者区分に応じた対応をしていますか。

| 事業者区分        | 対応                                                                   |
|--------------|----------------------------------------------------------------------|
| 法人事業者等       | 従業員が有給で研修に参加し、又は従業員の研修費用を事業者が負担するなど、従業員の研修参加を後押しする制度 (社内規程等で規定) がある。 |
| 従業員のいない個人事業者 | 自らの社外研修等への参加に関する中長期的な計画を策定している。                                      |

☒ ア 上記の対応をしている。

イ 上記の対応をしていない。

対応の事実を証する資料 (社内規程や中長期研修計画書等) を提出していただいた場合は、加点することがあります。

**(3) 審査項目 C11 (フロン類回収に関する資格取得の促進)**

- フロン類回収に関する資格取得を促進する仕組みとして、下表のとおり事業者区分に応じた対応をしていますか。

| 事業者区分        | 対応                                                                     |
|--------------|------------------------------------------------------------------------|
| 法人事業者等       | 資格取得に係る試験、講習時の休暇制度を設け、又は受検費用を事業者が負担するなど、資格取得者数の増加を促進する制度（社内規程等で規定）がある。 |
| 従業員のいない個人事業者 | 上位資格等の取得に向けた中長期的な計画を策定している。                                            |

☒ ア 上記の対応をしている。

☐ イ 上記の対応をしていない。

対応の事実を証する資料(社内規程や中長期資格取得計画書等)を提出していただいた場合は、加点することがあります。

**(4) 審査項目 C12 (人材戦略の立案)**

- 経営課題を解決するため、下表のとおり事業者区分に応じた対応をしていますか。

| 事業者区分        | 対応                                                                                |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 法人事業者等       | 中長期的な視点でフロン回収人材の確保に向けた課題を把握し、その対策を立案している（フロン回収人材の今後の確保見込み、確保時期・方法、国制度の活用時期・内容など）。 |
| 従業員のいない個人事業者 | 中長期的な視点で自らが有するフロン回収技術の確保に向けた課題を把握し、その対策を立案している（確保時期・方法・内容など）。                     |

☒ ア 上記の対応をしている。

☐ イ 上記の対応をしていない。

**(5) 審査項目 C15 (フロン対策講習会の内容確認)**

- 東京都及び一般社団法人東京都冷凍空調設備協会が主催する「フロン対策講習会」の内容を確認していますか。

ア 講習会に参加し、確認している。（          年度開催の講習会）

☒ イ ホームページ上の動画を視聴し、確認している。（令和7年度開催の講習会の動画）

ウ 確認していない。

**(6) 審査項目 D3 (関係者への助言・情報提供)**

- フロン類の大気中への排出抑制に必要な助言や情報提供について、以下のうち実施しているものに○印を付してください。(複数回答可)

- ☒ ア 廃棄等実施者等の関係者に対する、回収時における作業内容や作業目的の説明及び適正な廃棄を促すための助言や情報提供
- ☒ イ 機器管理者（特に恒常的に大量のフロン類を排出している者）に対する、回収率データを活用した排出抑制の取組等の促進
- ウ 元請業者に対する、建築物の解体工事に伴うフロン類回収作業における事前確認・説明
- エ 他の充填回収業者に対する、効率的な回収方法等に関する情報提供
- オ 旧式機器の管理者に対する、機器更新等や適切な点検・保守に関する助言
- カ その他（ ）

**(7) 審査項目 D4 (フロン対策の社会的な意義・必要性)**

- フロン類が地球温暖化に与える影響、機器廃棄時におけるフロン類回収率の現状等を理解していますか。理解している場合、参考とした資料名を記載してください。

- ☒ ア 理解している。  
(参考とした資料: **東京都資料(第1回フロン対策検討会資料(令和6年7月 25 日))**)
- イ 理解していない。

選択した項目の事実を証する資料(インターネットの出力画面やパンフレット等)を提出していただいた場合は、加点することがあります。

**(8) 審査項目 D5 (フロン排出抑制に関する周知)**

- インターネットやパンフレット等を活用したフロン類の大気中への排出抑制に必要な周知について、以下のうち実施しているものに○印を付してください。(複数回答可)

- ☒ ア フロン排出抑制法に基づくフロン回収の必要性（インターネット活用）
- イ フロン排出抑制法に基づくフロン回収の必要性（パンフレット活用）
- ウ 家電リサイクル法に基づく家庭用エアコンのフロン回収の必要性（インターネット活用）
- エ 家電リサイクル法に基づく家庭用エアコンのフロン回収の必要性（パンフレット活用）
- オ その他（ ）

## 現状分析書及び改善計画書

## 1 回収作業の見直し

## (1)作業実態の把握

令和7

年度

回収作業に要した総時間  
(概数)を記載してください。

冷媒回収台数・量

初期充填量  
(出荷時充填量＋設置時追加充填量)

回収率

区分

冷媒の種類

通電環境の有無

エアコンディショナー

冷蔵・冷凍機器

合計

エアコンディショナー (kg)

冷蔵・冷凍機器 (kg)

合計 (kg)

エアコンディショナー (%)

冷蔵・冷凍機器 (%)

合計 (%)

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

回収量 (kg)

1台あたり回収量

1台あたり作業時間

作業時間 (時間)

回収台数 (台)

新規申請の場合は、記載不要です。

回収作業に要した総時間  
(概数)を記載してください。

## (2)現状分析、改善計画

| 項目<br>(○数字は、「審査項目・審査書類」項目C1・2の細項目内の丸数字に対応) | 実態把握                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 分析                                                                                                                                                                         | 改善計画                                                                                                                                           |
|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ②回収対象機器1台当たりの作業時間・回収量・回収率※に関する事項           | ○通電環境のない解体建物のフロン類の回収においては、通電環境のある場合と比較し、2倍程度の時間を要している。                                                                                                                                                                                                                                              | ○通電環境がないため、冷媒の寝込みやオイルへの溶け込み等により回収時間がかかると考えている。                                                                                                                             | ○解体建物の電源設備が使用可能な時にポンプダウン等が行えるよう発注者等と調整し、効率的な回収に努める。                                                                                            |
| ③作業内容の妥当性に関する事項                            | ○各種弁の閉鎖への対応として、冷媒回収モードによる回収が約2割、電磁弁オープナー・ピアッシングツールを用いた回収が約5割、未回収が約3割であった。<br>○寝込み・溶け込み発生への対応として、アキュムレーター等の加温が約7割、未回収が約3割であった。<br>○回収容器（ボンベ）の温度上昇への対応として、夏季に回収した全案件についてクーリングユニットを使用した。<br>○高圧ガス（常用の温度での圧力が0.3MPa以上2MPa未満であって、フロン類の充填量が2kg以上のもの）の回収が主であるが、残存圧力が-0.01MPa（ゲージ圧力）以下の案件が約7割、それ以外が約3割であった。 | ○各種弁の閉鎖への対応、寝込み・溶け込み発生への対応として、未回収がそれぞれ約3割あり、また、残存圧力が法定基準を満たさないものが約3割あった。これは十分な作業時間が確保されていなかったことに起因すると考えられる。この割合をゼロにすることが急務と考えている。                                          | ○令和8年度は、回収作業マニュアルに、時間に制約がある場合の対応として優先順位の高い取組に関する記載を追加する。                                                                                       |
| ④作業マニュアルの内容・活用に関する事項                       | ○回収作業マニュアル、機器転換マニュアルは常用している。<br>○回収作業マニュアルに、時間に制約がある場合の対応、初期充填量・設置時追加充填量の確認に関する記載がない。                                                                                                                                                                                                               | ○フロン回収の時間に制約がある場合が多かったが、これまで時間的な制約がある場合が少なかったため、マニュアルを整備していなかった。このことで十分な回収が行われないケースがあった。また、回収率を把握する必要性がなかったことから、これまで初期充填量等の確認に関するマニュアルを整備していなかった。このことで回収量について十分な評価ができなかった。 | ○令和8年度は、回収作業マニュアルに、時間に制約がある場合の対応として優先順位の高い取組に関する記載を追加する。また、効率的な回収作業が行われているか確認するための指標として回収率を採用することとし、初期充填量等を把握する。そのために、初期充填量等の確認に関するマニュアルを整備する。 |
| ⑤保有するツールに関する事項                             | ○回収装置（200g/分以上）、電磁弁オープナー、ピアッシングツール、ヒートガン、クーリングユニット、発電機のほか、真空ポンプ、デジタルスケールを所有している。                                                                                                                                                                                                                    | ○フロン回収を円滑に行うためのツールは保有していると考えているが、十分な作業時間が確保されていない中で作業が多かったため、さらに効率的に回収できるツールの整備が必要である。なお、各ツールは月1回程度メンテナンスを行っているが、使用頻度が高い月は正常に作動しないことがあった。                                  | ○令和8年度は、時間に制約がある中で効率的に回収するツールとして、9月末までに大口径（3/8以上）チャージングホース、複数台同時回収ツール（ヘッド）を整備する。なお、ツールのメンテナンスは使用前に実施するよう見直す。                                   |
| ⑥作業員の作業時の安全確保に関する事項                        | ○「フロン回収時の注意事項」（日冷工）を参考にして、回収作業場所に係る留意事項、回収装置の高圧ガス保安法に係る留意事項等について記載した安全対策マニュアルを作成している。                                                                                                                                                                                                               | ○従業員の作業時の安全には十分に配慮しているが、昨夏は高温の日が続き、軽い熱中症となる従業員も多数いたことから、安全対策マニュアルの更なる充実が不可欠である。                                                                                            | ○令和8年度は、「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」（厚生労働省）を参考にして、安全対策マニュアルに熱中症対策に関する記載を追加する。                                                                            |
| ⑦その他（従業員周知に関する事項など）                        | ○「現状分析書及び改善計画書」は、作成後、1年に1回、オンラインで全従業員に周知・説明している。                                                                                                                                                                                                                                                    | ○周知・説明は代表取締役が行い、従業員から質問や意見を受ける時間を十分に確保していることから、「現状分析書及び改善計画書」の内容は従業員に深く浸透しているものと考えている。                                                                                     | ○令和8年度は、「現状分析書及び改善計画書」のほか、回収量・回収作業・回収率について従業員が社長に対して常に意見を述べられるよう、ホットライン（メール等）を開設する。                                                            |

※新規申請の場合は、回収率を除く。

## 2 従業員教育・人材確保

| 項目<br>(○数字は、「審査項目・審査書類」項目C13・14の細項目内の丸数字に対応) | 課題把握                                                                                                                                                                                            | 分析                                                                                                                                                                  | 改善計画                                                                                                                                   |
|----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①従業員教育に関する事項※1                               | ○社外研修（「効率的なフロン回収作業研修」）への参加者数は3人であった。令和6年度の同研修への参加者数は5人と比較し、令和7年度は減少した。<br>○新規の資格取得者数は、第一種冷媒フロン類取扱技術者が5人、第二種冷媒フロン類取扱技術者が2人であった。令和6年度はそれぞれ2人、1人であり、令和7年度は増加した。令和7年度末において、フロン回収人材の約6割の者が資格を取得している。 | ○事業の継続性に鑑み、従業員のスキルアップや資格取得は重要であると認識している。<br>○令和7年度に研修参加者数が減少した要因は、実務を通じてスキルアップを図る方針に転換したためと考えられる。<br>○令和7年度に資格取得者数が増加した要因は、資格取得の重要性や受検費用を当社が負担することなどを再周知したためと考えられる。 | ○令和8年度は、社外研修について、フロン回収機器の取扱いなど専門性の高いものに特化して実施するよう仕組みを見直す。<br>○令和8年度は、効率的な資格取得を促進するため、勤務扱い（有給）で講習を受講できる仕組みを検討し、フロン回収人材全員が資格を取得できるよう努める。 |
| ②人材確保に関する事項※2                                | ○当社のフロン回収人材の確保に関する計画では、当面、現行人員と同程度の従業員を確保することとしている。令和7年度は、同計画を踏まえ、退職者数3人に対し5人を採用した。なお、令和6年度は、退職者・採用者ともにおらず、おおむね計画通り進捗している。                                                                      | ○令和7年度は、育児休業の取得者数が増加した。そうした中、フロン回収人材を差し引きて2人増で確保できたことは、円滑な業務運営の継続に寄与すると考えている。                                                                                       | ○令和8年度も現行人員と同程度の従業員を確保するとともに、くるみん認定を申請し、くるみん税制の適用を目指す。                                                                                 |
| ③その他                                         | ○当社の給与制度は、人事評価の結果によるものとしているが、人事評価自体は、当社が各従業員の貢献度に応じて実施している。令和7年度、一部の従業員から評価結果について苦情が出された。                                                                                                       | ○人事評価は、客観的に実施するため、充填回収を行った件数に基づき当社が実施しているが、評価基準を一律に適用しているため、経験が浅く、件数が少ない一部の従業員が不満を持っている。                                                                            | ○人事評価に当たっては、令和8年度から自己申告制度を導入し、経験年数に応じて設定した目標件数について面接を通じて従業員と認識を合わせた上で実施する。                                                             |

※1 従業員のいない個人事業者の場合は、自らが有する技術力向上に関する事項を記載

※2 従業員がいない個人事業者の場合は、自らが有する技術の確保に関する事項を記載

## 3 社会貢献活動

| 項目<br>(○数字は、「審査項目・審査書類」項目D1・2の細項目内の丸数字に対応) | 現状把握                                                                                                   | 分析                                                               | 改善計画                                                                            |
|--------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| ①環境に配慮した活動推進に関する事項※3                       | ○環境配慮基本方針を定め、その内容や進捗状況等を公開している。令和7年度は、低騒音型の発電機を購入し、使用している。                                             | ○低騒音型の発電機の購入により、環境配慮基本方針に関する未着手の事項は、社用車を電気自動車（EV車）とすることだけとなった。   | ○令和8年度に、社用車のうちの3分の1を電気自動車（EV車）に更新する。また、環境配慮基本方針の内容を見直し、社屋における太陽光パネルの導入について記載する。 |
| ②関係者への助言、情報の発信に関する事項                       | ○社会貢献活動基本計画を定め、その内容や進捗状況等を公開している。令和7年度は、当該計画に基づき、廃棄等実施者等の関係者に対して講習会を2回開催し、適正な廃棄を促すためにフロン排出抑制法の概要を説明した。 | ○講習会には、当社のお得意様を中心に、延べ30人の方が参加した。多くの質問があり、廃棄等実施者の理解が進んだものと理解している。 | ○令和8年度は、元請業者を中心に講習会を開催し、特に、事前確認書、行程管理について説明することで、フロン排出抑制法の認知度向上を図る。             |

※3 ISO14001、エコアクション21、又はエコアクション21と相互認証されている認証制度の認証を受けている場合は、「現状把握」欄にその旨記載の上、認証を証する書類を添付してください（「分析」欄、「改善計画」欄への記載は不要）。